「インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款 」

第1章　総則

第1条(本約款の適用)
　株式会社インボイス(以下、「当社」といいます)は、このインボイス光・インボイスひかり電話サービス約款(以下、「本約款」といいます)に基づき、インボイス光及びインボイスひかり電話(以下、「本サービス」といいます)を提供します。

第2条(本約款の変更)
1. 当社は、本約款を変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社が本約款を変更する場合、事前に変更後の約款を当社のホームページに記載する方法により告知するものとし、当社が定めた変更期日に効力が生じるものとします。

第3条(用語の定義)
　本約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用します。
(1)「契約者」とは、本サービスを利用するお客様をいい、法人、官公庁、地方公共団体、その他の団体に限ります。
(2)「NTT」とは、NTT東日本株式会社またはNTT西日本株式会社をいいます。
(3)「転用承諾番号」とは、契約者が本サービス申込みにあたり、NTTが発行する転用のための承諾番号(11桁)をいいます。
(4)「事業者変更承諾番号」とは、契約者がNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスから本サービスへの変更申込みにあたり、変更元の電気通信事業者が発行する事業者変更のための承諾番号(11桁)、または本サービスからNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスやNTT提供の「フレッツ光」への変更手続きにあたり、当社が発行する事業者変更のための承諾番号(11桁)をいいます。
(5)「通信キャリア」とは、プロバイダ等のNTT以外の電気通信サービス(ただし、光コラボレーションサービスを除く)を提供する電気通信事業者をいいます。
(6)「付加サービス」とは、「インボイス24時間出張修理サービス」や、「インボイスひかり電話」の各プランとこれ付随するオプションサービスなど、光ファイバー回線に付随して契約可能な当社が提供するサービスをいいます。
(7)「本サービス利用料金」とは、本サービスにおいて当社が契約者に対し請求する料金をいいます。
(8)「電気通信設備」とは、電気通信サービスを提供するための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
(9)「取扱所交換設備」とは、NTTの事業所などに設置される本サービス提供に係る設備等をいいます。
(10)「契約者回線」とは、本サービス利用契約に基づき、取扱所交換設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線のことをいいます。
(11)「一括請求サービス」とは、当社が提供する各通信キャリアの利用料金を取りまとめて、契約者に対し、一括して請求するGi通信料金一括請求サービスをいいます。
(12)「Gi　Portal(ジーアイポータル)」とは、契約者が本サービス利用料金を閲覧及びダウンロード、ならびに本サービスの各種手続を行うための当社のウェブサイトをいいます。
(13)「自営端末設備」とは、契約者が設置する端末設備をいいます。
(14)「自営電気通信設備」とは、契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
(15)「一括請求サービス約款」とは、一括請求サービスに関して当社が定める「Gi通信料金一括請求サービス約款」をいいます。

第4条(本サービスの提供)
1. 当社は、本サービスを、当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー回線及びそれに付随する通信サービスを利用して、契約者に対し、提供します。
2. 本サービスは、一括請求サービスを利用中または一括請求サービスと同時申込みを条件として提供します。なお、本サービス申込後であっても、一括請求サービスを提供できないと判断された場合は、申込資格を喪失し、本サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
3. 前項の一括請求サービスの申込みにおける審査基準等は、一括請求サービス約款及び当社の基準によります。

第2章　契約

第5条(契約の単位)
　当社は、1の回線収容部または1の利用回線単位に1の本サービス契約を締結します。

第6条(提供区域)
　本サービスは、NTTが指定するサービス提供区域内において提供するものとします。なお、当社の事情により、そのサービス区域を制限する場合があります。また、提供地域により提供可能なサービス内容が異なる場合があります。

第7条(申込手続)
1. 契約者は、当社所定の本サービス申込書に必要事項を記入し、当社へ提出して本サービスを申し込むものとします。
2. 契約者が、従来利用しているNTT提供の「フレッツ光」から本サービスへの転用によって本サービスを申し込む場合、前項の申込みの際に、あらかじめNTTから取得した転用承諾番号が必要となります。なお、当社は当該転用番号の取得に関して何らの義務も負わないものとします。
3. 本条第1項の申込みの際に、事業者変更承諾番号を用いて本サービスを申し込むには、あらかじめ事業者変更承諾番号が必要となります。なお、当社は事業者変更承諾番号の取得に関して何らの義務も負わないものとします。
4. 第12条第5項に定める事業者変更による本サービスの解約後、変更先のNTT以外の電気通信事業者の責により当該事業者が提供する光コラボレーションサービスから本サービスに戻す場合、契約者は当該事業者から「事業者変更後キャンセル承諾番号」を入手することが必要です。なお、当社は事業者変更後キャンセル承諾番号の取得に関して何らの義務も負わないものとします。
5. 当社は、第1項の本サービス申込書を受け付けた順序に従って、申込みを受付けます。本サービスの契約は、当社が本サービス申込書を受領し、当該申込書に基づくNTTへの諸手続が完了した時点をもって成立したものとします。
6. 前項の定めにかかわらず、以下の事由に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
(1)本サービス申込書の記入内容に虚偽、誤記または記入漏れがあるとき。
(2)前項の本サービス申込書の受領日から本サービス申込書に記載された転用承諾番号、事業者変更承諾番号または事業者変更後キャンセル承諾番号の有効期限が5営業日未満のとき。
(3)当社に対する一括請求サービスの利用料金その他の債務の支払い、またはNTTに対する通信料金その他の債務の支払いを、現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
(4)当社またはNTTの都合により本サービスの提供が困難であるとき。
(5)前各号の他、本サービスの遂行上、著しい支障があるとき。

第8条(本サービスの開始)
1. 本サービスは、原則として、前条第5項による本サービス契約成立日に、開始します。
2. 当社は、前項の本サービス開始日等について、当社所定の書面により契約者へ通知します。契約者は当該書面をもって、本サービス開始日等を確認するものとします。
3. 前項の書面については、本サービス申込書に指定、記載された住所へ送付します。

第9条(変更手続)
1. 契約者が本サービスの変更(プラン変更、付加サービスの追加・廃止等)の手続きを行う場合は、直ちに当社所定の方法により当社へ通知していただきます。ただし、第30条第1項(1)に定めるサービスについては、契約者が直接NTTまたは各通信キャリアに対し、当該サービスの変更を申し出るものとします。
2. 契約者には、前項の通知のほか、以下の変更が生じた場合、遅滞なく当社所定の方法により通知していただきます。なお、当該変更事項を証明する書類を提出していただく場合があります。
(1)商号または名称を変更したとき。
(2)本店または主たる営業所の所在地を変更したとき。
(3)会社分割、事業譲渡、その他経営実態に変更が生じたとき。
(4)その他、本サービス申込書の記載事項に変更が生じたとき。

第10条(契約者回線の移転手続)
1. 契約者は、第6条に定める提供区域内に限り、当社所定の方法により、契約者回線の移転を請求することができます。
2. 当社は、契約者から移転請求があったときは、第7条の定めに準じて取り扱います。

第11条(基本契約期間)
　本サービスの基本契約期間は1ヶ月とし、次条に定める解約の申し出または第36条に定める解除事由の発生等による本サービスの終了がない限り、同一条件をもって自動的に更新されるものとします。

第12条(解約手続)
1. 契約者は、本条第5項および第6項の場合を除き、本サービスを解約するには、当社所定の本サービス解約書面に必要事項を記入し、解約希望日の第5営業日前までに当社へ提出するものとします。ただし、第36条第1項(1)に定めるサービスの解除については、この限りではありません。
2. 当社による本サービスの解約は、　1ヶ月の予告期間をもって当社所定の 本サービス解約書面 をもって 契約者に通知します。
3. 当社は、第1項の解約書面を受け付けた後、または前項の予告期間満了後、遅滞なく解約処理等、本サービスの終了に必要な手続を実施します。本サービスの解約処理日以降、本サービスの一切が利用できなくなります。解約処理後はいかなる場合であっても、本サービスの復旧はできません。
4. 本サービスの契約は、本サービス対象回線について前項の解約手続が完了した時点をもって終了するものとします。また、同時に一括請求サービスの契約についても終了するものとします。
5. 事業者変更承諾番号を用いて、本サービスからNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスやNTT提供の「フレッツ光」への変更による本サービスの解約の場合、契約者は当社に事業者変更承諾番号の払い出しを請求するものとします。なお、次の各号に該当する場合、当社は事業者変更承諾番号の払い出しを行わないものとします。
(1)第9条または第10条のいずれか手続きが未完了の状態である場合
(2)第14条第1項、第36条または第37条のいずれかに該当する場合
(3)NTT西日本エリアで、事業者変更にあわせて移転を行う場合
(4)NTT西日本エリアで、事業者変更にあわせて回線のプラン変更やフレッツ・テレビの解約を行う場合
(5)事業者変更にあわせて、契約者を変更する場合
(6)契約者以外からの事業者変更の申し込みの場合

6. 前項の定めに従い当社が事業者変更承諾番号を払い出した後、変更先のNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスにおける申し込み手続きが完了、または変更先のNTTが提供する「フレッツ光」における申し込み手続きが完了し、契約者により事業者変更が実施された時点をもって、事業者変更に伴う本サービスの契約は終了するものとします。また、同時に一括請求サービスの契約についても終了するものとします。
7. 前項の事業者変更が実施されるにあたり、本サービスのうち、変更先のNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスで提供していないサービスがある場合、事業者変更実施後、該当サービスはNTTが提供します。この場合、事業者変更に関する費用が、変更先のNTT以外の電気通信事業者に加えて、NTTから契約者に請求されることを、契約者はあらかじめ了承するものとします。なお、NTTが該当サービスの提供にあたり契約者に提供条件の説明を行う場合があり、契約者は内容を了承するものとします。

第13条(継続利用期間及び違約金)
1. 本契約に基づく料金は、「インボイス光サービス(重要事項説明) インボイス光(料金)一覧表」(以下、「料金一覧表」)に記載された金額に従うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず料金一覧表に記載されていない料金で契約を締結する場合、継続利用期間を設けるものとします。
3. 継続利用期間とは、回線単位毎に本サービスの月額利用料課金開始月(以下、「起算月」といいます)から起算して、24ヶ月後の末日(以下「満了月」といいます)までとします。但し、その満了月の翌月または翌々月(以下、「更新月」といいます)において、前条第4項の解約手続が完了していない場合、または、契約者からの前条第5項の事業者変更承諾番号の払い出し請求による同条第6項の事業者変更に伴う本サービスの契約が終了していない場合(以下、上記両場合を総称して本項において「解約手続が完了していない場合」といいます)には、満了月の翌月から起算してから24ヶ月延長されるものとし、その後の満了月においても、その直後に到来する更新月に解約手続きが完了していない場合には同様に自動更新となります。
4. 契約者からの前条第5項の事業者変更承諾番号の払い出し請求により前条第6項の事業者変更に伴う本サービスの契約を終了した場合は、契約者は当社に対し回線あたり10,000円(不課税)の違約金を支払うものとします。
但し、更新月において事業者変更に伴う本サービスの契約が終了した場合、または解約の理由が下記に該当する場合は、違約金の対象外とします。
(1)拠点閉鎖に伴う解約の場合
(2)契約者が契約者以外の法人もしくは個人に「インボイス光」の利用権を譲渡する場合
(3)契約者が、ひかり電話を33チャネル以上利用するため、「インボイス光」からNTT東西提供の「フレッツ光ネクストプライオ」や「フレッツ光ネクストビジネス」、「ビジネスワイドイーサ」に回線タイプを切り替える場合
(4)当社が「インボイス光」の提供を終了する場合
(5)その他、当社が特別に認める場合

第14条(本サービスの一時中断)
1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの一時中断(その本サービスを他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます)を行います。
2. 前項の一時中断について、当社が契約者から請求を受けてから実際に中断が行われるまでの間、相当日数を要する場合があります。また中断が行われた後、解除する場合も同様です。
3. 本サービスの一時中断期間においても、各種月額利用料は発生し、契約者はこれを支払う必要があります。

第15条(契約における免責事項)
1. 本サービスの範囲は、第4条1項に定める当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー回線及びそれに付随する通信サービスに限ります。本サービス対象回線の電気通信設備に関する事項などの諸条件については、契約者の各種利用契約等に従うものとし、NTTの責に起因する事故または電気通信設備に関する事故その他当社に起因しない事由により生じた損害等について、当社は一切の責を負わないものとします。
2. 本サービスの申込または解約手続きにおいて、契約者による誤記もしくは記入漏れ等があったこと、契約者が当社に対する通知を怠ったこと、またはNTTもしくはNTT以外の電気通信事業者の事情により本サービスの開始もしくは終了が遅滞したことにより契約者に生じた損害について、当社は一切の責を負わないものとします。

第3章 料金

第16条(請求と支払い)
1. 当社は、当社が別途定めた料金表(基本料、通話料、工事料、付加サービス、オプション料金等)に従い、本サービス利用料金の算出を、毎月当社指定締日で行い、一括請求サービスに合算(課金先は当社指定の回線番号等)のうえ、利用対象月の翌月もしくは翌々月に契約者に請求します。なお、1ヶ月に満たない月の本サービス利用料金については、当月暦月の日数に応じて日割り計算(1円未満端数は切り捨て)します。
2. 当社は、一括請求サービス約款に準じて、本サービス利用料金及びその内訳明細等について、契約者が閲覧及びダウンロードできるようGi Portalにアップロードします。契約者は、当社の定める期日に支払うものとします。
3. 当社は、契約者にNTTと締結している転用前の契約について分割支払工事費に関する違約金がある場合は、当該債務を当社が引き継ぐことがあります。当社が引き継いだ債務について、契約者は、当社の請求に従い、転用後の本サービスの料金と併せて支払うものとします。
4. 本約款に定めのない支払いに関する事項については、契約者は一括請求サービス約款に従うものとします。

第17条(工事費の支払義務)
1. 契約者は、当社に対し工事を要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払うものとします。
2. 前項により当社が承諾した場合は、契約者は、工事の請求の撤回はできないものとします。

第18条(本サービス利用料金の支払い義務)
1. 契約者は、第8条第1項の本サービス開始日から起算して、第12条第3項の本サービス解約処理日、同条第6項の事業者変更実施日または第36条の契約解除日までの期間について、本サービス利用料金の支払い義務が生じます。
2. 契約者はNTTより貸与された電気通信設備を、第12条第5項乃至第6項による事業者変更で変更先のNTTもしくはNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスにおいて全てを継続利用する場合を除き、NTTへ返却する必要があります。前項の本サービス解約処理日または契約解除日までの期間にかかわらず、未返却等によって、NTTより当社に対し電気通信設備に関する費用が請求された場合、契約者は当社に対しその費用相当額を支払うものとします。
3. 契約者は、本サービスを利用できなかった期間に関しても、以下の各号に該当する場合を除き、本サービス利用料金の支払い義務を負います。
(1)契約者の責に起因せず、本サービスを利用できない状態が生じ、そのことを当社及びNTTが認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき(当社が利用できないことを認知した時刻以降の利用できなかった時間については、24時間ごとに日数を計算のうえ、その日数に対する料金は減免対象とします)
(2)当社の故意または過失により、本サービスを全く利用できない状態が生じたとき(当社及びNTTが、利用できないことを認知した時刻以降の利用できなかった時間については、その時間に応じた料金は減免対象とします)

第19条(債権回収代行会社への回収業務の委託)
契約者が本サービス利用料金その他の債務の支払を怠った場合、一括請求サービス契約約款に準じ、当社はサービサー法(債権管理回収業に関する特別措置法)により認可された債権回収代行会社へ本サービス利用料金その他の債務の回収業務を委託する場合があります。

第4章 本サービスの中止

第20条(利用中止)
1. 当社は、以下の各号の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
(1)電気通信設備の保守上、工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ない理由があるとき。
(2)第21条(通信利用の制限)の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
(3)契約者回線等の回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項により本サービスの利用を中止するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者へ周知します。

第5章 通信

第21条(通信利用の制限)
1. 当社は通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、以下に掲げる機関が使用している契約者回線等の利用を制限する措置を執ることがあります。
【優先される機関】
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関。
2. 前項の規定のほか、電気通信設備の安定的な運用または本サービスの円滑な提供を図るため、当社は契約者に事前に通知することなく以下の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
(1)通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
(2)契約者回線等を当社が別途定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
(3)契約者が、第31条に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。
(4)一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。
3. 当社は、前項の規定のほか、一定時間内に大量多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する場合があります。
4. インボイスひかり電話において、特定の電話番号宛の国際電話が短時間に多数発生した場合など、当社もしくはNTTは、その契約者回線からの国際電話の利用を制限する場合があります。なお、制限を開始するまでに発生した通話料については、第16条第1項の定めに従い、契約者に請求します。

第6章 保守

第22条(当社の維持責任)
当社は、当社が設置した電気通信設備が存する場合、これを事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第23条(契約者の維持責任)
契約者は、自営端末設備及び自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)等に適合するよう維持するものとします。

第24条(契約者の切分責任)
1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、当該自営端末設備および自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

2. 前項の確認について、契約者から請求があったときは、当社は、対象の本サービス取扱所において試験を実施し、その結果を当社の定める方法により契約者にお知らせします。
3. 当社は、契約者の請求により、当社またはNTTの係員を派遣した結果、NTTまたは当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定し、故障の原因がプロバイダ等の通信キャリアの電気通信設備または自営端末設備あるいは自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した諸費用を全額負担していただきます。

第25条(修理または復旧)
1. 当社は、NTTが設置した電気通信設備が故障しまたは滅失した場合は、速やかに修理または復旧するため必要な措置をとるものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。なお、午後5時から翌日午前9時までの時間帯に前条の請求を受け付けたときに、その時刻以後の午前9時から午後5時までの時間帯においてその修理又は復旧を行うことを基本とします。
2、前項の定めにかかわらず、NTTの「24時間出張修理オプション」または「7―22時出張修理オプション」(NTT「IP通信網サービス契約約款」上の保守区分が「タイプ2」のもの)を契約中の場合であって前項の時間帯以外に関しては、当社ではなくNTTの専用窓口に前条の請求を行うものとします。但し、「インボイス24時間出張修理サービス」(有償)の加入者から当社が前条の請求を受け付けたときは、その修理又は復旧を時間帯に関係なく行い、「7―22時出張修理オプション」(有償)の加入者から当社が前条の請求を受け付けたときは、7時から22時の間(22時までの訪問が困難な場合は翌日以降ご案内になる場合があります)に、その修理又は復旧を行う事とします。

第26条(保守に関する免責事項)
1. 当社は、NTTが設置した電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
2. 当社は、本約款の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったとき、当社は、その変更にかかる端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第7章　秘密保持

第27条(秘密保持)
1. 本約款において秘密情報とは、契約者の通信の秘密等、本サービスの提供及び利用により、当社または契約者が知り得た全ての情報とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まないものとします。
(1)開示の時点で既に公知のもの、または開示後、情報取得者の責に帰せずして公知となったもの。
(2)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
(3)開示を受ける前に既に自ら所有していたもの。
(4)開示された情報によらずして、独自に開発したもの。
(5)開示者の承諾により開示が認められたもの。
2. 当社及び契約者は、秘密情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供及び利用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。
(1)当社が本サービスを提供するために必要な範囲でのNTT及び第35条各号に定める委託先に対する開示。
(2)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示。
(3)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示。
3. 第12条第5項に定める事業者変更を行うにあたり、本サービスの契約情報(NTT上の契約名義人名、設置場所住所、契約中の光回線のプラン、ひかり電話のプランを含む付加サービス。ただし、この限りではない。)を変更先のNTT以外の電気通信事業者が把握することを、契約者はあらかじめ了承するものとします。

第28条(個人情報保護)
1. 本約款において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の情報によって特定の個人を識別できるものとします。
2. 当社及び契約者は、本サービスの提供及び利用により知り得た相手方の従業員等の個人情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供及び利用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。
(1)本人の同意がある場合の開示。
(2)当社が本サービスを提供するために必要な範囲での通信キャリア及び第35条各号に定める委託先に対する開示。
(3)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示。
(4)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示。
(5)人の生命、身体または財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。
3. 当社は利用者の個人情報を、お客様のニーズに合致する商品・サービスのご提案ならびに当社グループとしての経営管理・リスク管理を目的として、グループ会社間で共同利用します。グループ会社の定義等、詳細については次項第2号をご覧ください。
4. 前各項のほか、当社による個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等によります。
(1)個人情報保護方針
https://www.invoice.ne.jp/privacy/
(2)個人情報の取り扱いについて
https://www.invoice.ne.jp/privacy2/

第29条(共通事項)
1. 前2条に定める守秘義務は、本サービスの契約が終了した後も公知となるまで引き続き有効に存続するものとします。
2. 当社または契約者は、本サービスの契約が終了した場合、または相手方から秘密情報もしくは個人情報の返還もしくは廃棄の請求があった場合、速やかに返還または廃棄するものとします。ただし、当社は、キャリア請求料金及び本サービス利用料金に関する情報等、法令により保管が義務付けられている情報については、引き続き保有するものとします。なお、事業者変更後キャンセル承諾番号を用いて本サービスをお申し込みの場合、本サービスを提供するにあたり、廃棄済みの情報が改めて必要となり次第、契約者は当社に必要な情報を遅滞なく提供するものとします。
3. 本約款のほか当社と契約者間において別途情報保護に関する契約を締結した場合といえども、本サービスについての秘密情報及び個人情報の取り扱いについては、本章の定めが優先して適用されるものとします。

第8章　雑則

第30条(契約者の同意事項)
　契約者は、本サービスの申込みにあたり、以下の事項すべてに同意するものとします。
(1)当社またはNTTの事情により、当社とNTTとの間の卸契約に含まれないサービスがあること。
(2)本約款に定めのない事項に関して、契約者はNTTの光ファイバー回線及びそれに付随する通信サービスに関する契約約款に従うこと。
(3)本サービスの利用に関するシステムメンテナンス及び障害情報などの事項について、契約者は、NTTのホームページ上で確認すること。
(4)事業者変更承諾番号により本サービスを申し込む場合、変更元のNTT以外の電気通信事業者が提供する光コラボレーションサービスの解約にあたっての注意事項(解約費用の発生含む)があること、および当該注意事項について当社は契約者に対して何ら責任を負わないこと。
(5)事業者変更後キャンセル承諾番号により本サービスを申し込む場合、解約前の本サービスと同一の条件での提供ができない可能性があること。
(6)本サービスの利用には一括請求サービスの利用が必要であり、一括請求サービスが終了した場合は、当社の判断により本サービスも終了する場合があること。
(7)本サービス利用料金には、プロバイダ利用料金が含まれないこと。
(8)本約款(変更後の約款を含む)の定め及び別途当社と契約者との協議により定めた事項がある場合は当該事項に従うこと。
(9)「インボイス光リモートサポート」など、本約款以外に約款が定められているサービスを利用する場合は、該当約款の定めに従うこと。
(10)本サービス利用料金を算出するため、当社が本サービス利用料金の通信料金、通話明細等の通信の秘密(通信の秘密の概念は、日本国憲法及び電気通信事業法に基づく)を記録し保管すること。
(11)本サービス提供にあたり、NTTと契約者名を共有すること、NTTにおける登録情報をNTTの判断で変更する場合があること、変更のために契約者に対しNTTが電話等で確認を行う場合があること、および、NTTの登録情報の変更により生じる如何なる事象についても当社が契約者に対して何ら責任を負わないこと。
(12)本サービスはベストエフォートで、通信速度を保証するものではないこと。

第31条(利用にかかる本サービス契約者の義務)
1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に規定する行為をしてはなりません。違反した場合、もしくは契約者が以下の各号で規定する行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、提供停止措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。
(1)法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
(2)当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
(3)個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
(4)個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
(5)当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
(6)当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
(7)犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
(8)虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
(9)公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
(10)無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。

(11)わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
(12)風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
(13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
(14)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
(15)当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
(16)第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
(17)当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
(18)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
(19)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
(20)第三者の通信環境を無断で国際電話等の高額な通信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
(21)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
(22)他人のIDを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
(23)ひとつのIDを重複して同時にログインする行為。
(24)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
(25)当社から書面による承諾を得ることなく、本サービスを第三者に対して電気通信役務として提供する行為。
(26)NTTまたは通信キャリア設置にかかる端末設備または電気通信設備を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡する行為。
(27)故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為。
(28)故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為。
(29)本約款に基づき設置された電気通信設備を最良な管理者の注意をもって保管し、当社が認めた場合を除き、他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

第32条(付加サービスの提供)
1. 当社は、契約者から請求があったときは、別記に規定する付加サービスを提供します。ただし、付加サービスの提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等、当社の業務遂行上に支障があるときは、その付加サービスを提供できないことがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービス利用料金その他の当社のサービスの債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるときには、その付加サービスを提供しません。

第33条(付加サービスの一時中断)
当社は、第14条に規定する本サービスの一時中断があったときは、別途定める場合を除き、その付加サービスの利用の一時中断を行います。

第34条(譲渡禁止)
当社及び契約者は、事前に相手方の書面による承諾を得なければ、本約款に基づく権利または義務の全部または一部を譲渡することができないものとします。

第35条(再委託)
当社は、本サービス提供のために必要な範囲において、以下の全部または一部の業務を当社の審査基準に適合した第三者に委託する場合があります。
(1)本サービス利用料金の収納に関する業務。
(2)本サービス利用料金の請求書印刷及び発行に関する業務。
(3)本サービスの提供に必要なシステム開発、保守、顧客管理全般に関する業務。
(4)その他、本サービスの提供に必要な業務全般。

第36条(本サービス契約の解除)
1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに一つに該当したとき、または該当する恐れがあると当社が認めたときは、何らの通知・催告等をすることなく直ちに本サービスの契約を解除し、本サービスの提供を終了します。
(1)本約款の定めの何れかに違反したとき。
(2)本サービス申込書に虚偽の記載をしていたとき、または第9条に基づく変更の届出を怠ったとき。
(3)本サービス利用料金その他の当社に対する債務の支払を一度でも怠ったとき。
(4)一括請求サービス約款に定める審査基準を満たさない状態となったとき。
(5)信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
(6)自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
(7)破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停の手続開始申立があったとき。
(8)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
(9)故意または過失により当社、他の契約者またはNTTに損害を与えたとき。
2. 契約者は、前項に基づき本サービスの契約を解除されたときは当然に期限の利益を喪失し、本サービスが終了するまでに生じる本サービス利用料金その他の当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。
3. 本条第1項に基づき本サービスの契約を解除されたことによって契約者に発生した得べかりし利益等の損害について、当社は一切の責を負わないものとします。

第37条(利用停止措置)
1. 当社は、契約者が前条第1項各号のいずれかに該当した場合、インボイス光クロスファミリータイプを除き本サービスの利用を停止することができます。その場合において、利用停止を行ったこと、または、本条第3項によって本サービスの提供を終了させたことによって生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。また、利用停止期間中であっても、本サービス利用料金の支払い義務は生じます。
2. 前項の利用停止措置の解除(本サービスが利用可能になる状態のことをいいます)について、相当日数を要する場合があります。
3. 利用停止期間が2週間を経過した場合、当社からの契約解除通知、その他、何らかの通知・催告を要することなく、本サービスの提供を終了するものとします。

第38条(特殊詐欺における対応)
1. 当社は、各都道府県警察組織(警視庁および各道府県警察本部)もしくは警察庁(以下、これらを総称して「警察機関」という。)より、特殊詐欺(警察機関が定義する、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺罔し、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む。)をいい、定義が変更された場合は変更後の定義を適用する。以下同じ。)に利用された「インボイスひかり電話」に対し利用の停止要請があった場合、契約者に対し何らの通知等をすることなく直ちに「インボイスひかり電話」の利用停止(廃止)を行います。
2. 当社は前項の要請があった場合、第28条第2項第3号に基づき警察機関に契約者に関する情報(契約者名、住所、連絡先、担当者名など)を提供します。
3. 本条第1項による「インボイスひかり電話」の利用停止(廃止)を行った契約者、もしくは警察機関から当社に対し特殊詐欺に関係あるとして「インボイスひかり電話」の利用停止の要請があった者と同一と見なされる者から、「インボイスひかり電話」の申し込みがあった場合、当社は「インボイスひかり電話」の申し込みを拒否することができるものとします。
4. 本条第1項による「インボイスひかり電話」の利用停止(廃止)を行った後、警察機関から利用停止(廃止)解除の要請があった場合、当社は契約者に対し「インボイスひかり電話」の提供を、契約者の意思表明に基づき、再開します。なお、利用停止要請により電話番号は利用できなくなることから、利用停止解除要請後の電話番号は、別番号となります。また、再開まで通常より日数を要する場合があります。
5. 当社は、本条各項によって契約者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第39条(反社会的勢力の排除)
1. 当社及び契約者は、本契約締結日において、自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
(4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5)その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社及び契約者は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
(1)暴力的な要求行為。
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
(3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
(5)その他前各号に準ずる行為。
3. 当社及び契約者は、相手方またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しないで相手方への通知のみによって本契約を解除することができるものとします。

4. 前項の場合、本契約を解除した当事者は、相手方またはその役員に損害が生じても、一切の責任を負担しないものとします。また、本契約を解除された当事者は、相手方に対して損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償するものとします。

第40条(承諾の限界)
当社は、本約款において別段の定めがある場合を除き、契約者から工事等の請求があったとき、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務遂行上に支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第41条(法令に規定する事項)
本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第42条(協議解決)
当社は、本サービスの提供において生じた疑義または本約款に定めのない事項について生じた疑義について、契約者と誠実に協議し解決するよう努めます。

第43条(免責事項)
1. 天災、事変その他の不可抗力、または本サービスの提供に関する提携事業者、物件管理者もしくは電気通信事業者の責に帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合、当社は、契約者が本サービスを利用できなかったことにより生じた損害、その他得べかりし利益の喪失について、損害賠償及びその他補償の責を負いません。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報について、その完全性、正確性、有用性について何ら保証しません。
3. 当社は、本サービスの利用に関連して当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、損害賠償の範囲は、その契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、かつ、その総額は、損害が生じた日が属する月に当社がその契約者から受領すべき利用料金等の額を超えません。
4. 本サービスと接続する契約者のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウィルス感染、不正侵入、その他アタック等により、契約者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。
5. 当社は、本サービスにかかる電気通信設備その他のネットワーク接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第44条(準拠法)
本規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

第45条(合意管轄)
契約者と当社との間における一切の訴訟については、日本国の裁判権に服し、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
第1条(実施期日)
本約款は2025年4月1日から実施します。ただし、2025年3月31日時点の契約者については、2025年7月1日より実施します。なお、2025年3月31日時点の契約者のうち、2024年4月1日から2025年4月30日までの間に、当社が新規申込書を受領した契約者については、付加サービスに係る料金改定を除き、2026年4月1日より実施します。

※別紙　料金表・・・月額利用料(基本料)　工事費(開通/移転/品目変更)　4～12ページ参照

インボイス光（プラン・仕様）

サービスメニュー	サービス内容（全メニュー共通：アクセスラインを複数のお客様で共用していただきます）	最大通信速度（ベストエフォート）＊1		ユーザーインターフェイス	PPPoE基本セッション数＊2
		下り（データ受信）	上り（データ送信）		
ファミリータイプ	最大1Gbpsのアクセスラインのサービス	100Mbps	100Mbps	100BASE-TX 10BASE-T	2
ファミリーハイスピードタイプ		200Mbps	NTT東日本ｴﾘｱ：100Mbps	1000BASE-T 100BASE-TX 10BASE-T	
ファミリーギガスピードタイプ		概ね1Gbps	概ね1Gbps		
クロスファミリータイプ ＊3 ＊6	概ね10Gbpsに対応したアクセスラインのサービス	概ね10Gbps	概ね10Gbps	10GBASE-T	2
マンションタイプ	集合住宅における最大1Gbpsのアクセスラインのサービス 光配線方式 VDSL方式 LAN配線方式 ／ ミニ、プラン1、プラン2 ／ マンション等の構内環境によって、光配線方式・VDSL方式・LAN配線方式のいずれかを提供しま	100Mbps	100Mbps	100BASE-TX 10BASE-T	2
	集合住宅における最大100Mbpsのアクセスラインのサービス VDSL方式 LAN配線方式 ／ ミニB、プラン1B、プラン2B ／ マンション等の構内環境によって、VDSL方式・LAN配線方式の				
マンションハイスピードタイプ	集合住宅における最大1Gbpsのアクセスラインのサービス 光配線方式 ／ ミニ、プラン1、プラン2	200Mbps ＊4	NTT東日本ｴﾘｱ：100Mbps NTT西日本ｴﾘｱ：200Mbps	1000BASE-T 100BASE-TX 10BASE-T	
マンションギガスピードタイプ	集合住宅における最大1Gbpsのアクセスラインのサービス 光配線方式 ／ ミニ、プラン1、プラン2	概ね1Gbps	概ね1Gbps		
ひかり電話ネクスト・ネクストプラス	インターネット接続不可の電話のみのサービス	－	－	－	－

＊1　最大通信速度とは、お客さま宅内に設置する回線終端装置からNTT東西設備までの間における技術規格上の最大値であり、お客さま宅内での実使用速度を示すものではありません。インターネット利用時の速度は、お客さまのご利用環境、回線の混雑状況、集合住宅の場合は当該建物の伝送方式等により大きく低下する場合があります（以下、同等の事を示しており、注釈を省略します）。

＊2 基本セッション数とは、イーサネット上に張ることのできるPPPセッション数の最大値のことです。クロスを除き、NTT東西へ「フレッツセッションプラス」をお申込みいただくことで、最大5まで増やせます。

＊3一部ご利用できないサービスがあります。NTT東西直接提供のサービスのうち「フレッツVPNワイド/VPNゲート」「地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービス」「オフィスネットおまかせサポートサービス」「フレッツ・ソフト配信サービス」「フレッツキャストのマルチキャスト通信」「光ステーション」が利用不可です。さらに、NTT西日本エリアのインボイス光クロスファミリーは、NTT西日本提供の「フレッツ・テレビ」をご利用いただけません。

＊4 セッションあたりの最大通信速度であり、インターネット（IPv6 IPoE）での通信を行う場合、最大概ね1Gbpsとなります。最大概ね1Gbpsについては、インターネット（IPv6 IPoE）での通信（IPv6アドレスに対応したウェブサイトの閲覧など）に限られます。

＊5 宅内無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントを予めご利用いただける状態でご提供します。NTT東日本エリアのみでのご提供です。

＊6 IPoEでのIPv6アドレスの割り当て方式は、DHCPv6-PDです（それに非対応の機器をONUに接続しても通信不可）。なお、専用ルーター配下であればRA方式でIPv6アドレスの割り当てが可能です。

インボイス光（料金　税込）※工事費関係は主要項目を掲載

				単位	料金：円
インボイス光	月額利用料	ファミリータイプ/（旧ファミリーSタイプ※7）		回線	5,500
		ファミリーハイスピードタイプ		回線	5,500
		ファミリーギガスピードタイプ		回線	5,500
		NTT東日本エリア：ファミリーギガスピードwithWiFi		回線	5,830
		クロスファミリータイプ		回線	5,500
		マンションタイプ/マンションハイスピードタイプ	ミニ/ミニB	回線	4,235
			プラン1/1B	回線	3,575
			プラン2/2B	回線	3,135
		マンションギガスピードタイプ	ミニ	回線	4,235
			プラン1	回線	3,575
			プラン2	回線	3,135
		NTT東日本エリアのみ：マンションギガスピードwithWiFi	ミニ	回線	4,565
			プラン1	回線	3,905
			プラン2	回線	3,465
		クロスマンションタイプ		回線	5,500
		ひかり電話ネクスト		回線	2,640
		ひかり電話ネクストプラス		回線	3,740
	NTT東日本エリア：ルーター（ホームゲートウェイ）月額利用料		ルーター本体（無線LAN付）	機器	330
	NTT西日本エリア：ルーター（ホームゲートウェイ）月額利用料		ルーター本体	機器	495
	NTT東・西日本共通：クロスファミリー・マンションタイプ対応ルーター月額利用料		ルーター本体（無線LAN付）	機器	550
	NTT東日本エリア：ひかり電話対応ルーター/ホームゲートウェイ接続専用 無線LANカード月額利用料			機器	330
	NTT西日本エリア：ひかり電話対応ルーター/ホームゲートウェイ接続専用 無線LANカード月額利用料			機器	110
	ノートパソコン PCカードスロット用 無線LANカード月額利用料			機器	110
	NTT西日本エリア：セキュリティ対策ツール（1ライセンス　クロスファミリー除く）			回線	無料
	契約手数料等	新規		回線	880
		転用・事業者変更（転用前と転用後でタイプが異なる場合は品目変更工事費が別途必要）		回線	1,980
	新規開通工事／移転工事費	工事業者派遣あり（屋内配線新設する場合）	ファミリー	回線	22,000
			マンション	回線	22,000
		配線ルート構築工事	同日に開通工事等を実施	工事	15,400
			別日に工事を実施	工事	29,700
		工事業者派遣あり（屋内配線新設しない場合）	ファミリー・マンション共通	回線	11,660
		工事業者派遣なし	ファミリー・マンション共通	回線	3,300
	品目変更工事費	ファミリーシリーズ内でのタイプ変更（宅内状況・工事内容によって新規と同じ場合あり）	工事業者派遣あり	回線	11,660
			工事業者派遣なし	回線	3,300
		マンション⇒ファミリー		回線	22,000
		ファミリー⇒マンション、マンションのVDSLから光配線への変更（除くNTT都合での変更）		回線	22,000
	短期開通工事費（NTT東日本エリアのみ。派遣あり工事費に加算。時刻指定や夜間帯・深夜帯の工事は不可）			工事	22,000
インボイス24時間出張修理サービス	月額利用料（本サービスを新規契約した同じ月に、解約をすることは出来ません）		ファミリーシリーズ用	回線	3,168
			マンションシリーズ用	回線	2,112
インボイス7-22時出張修理サービス	月額利用料（本サービスを新規契約した同じ月に、解約をすることは出来ません）		ファミリーシリーズ用	回線	1,925
			マンションシリーズ用	回線	1,925
リモートサポート	月額利用料			回線	550

NTT東日本エリアの回線は「フレッツ・v6オプション」相当の機能が標準で利用可能です。NTT西日本エリアの回線回線は、2021年5月21日以降に新設、移転、品目変更、転用、事業者変更の工事などを行っていない回線については、別途申し込みが必要となる場合があります。（プロバイダ経由での申し込みも可能です）。

※フレッツ光ネクストファミリー・マンション以外のサービスからインボイス光に転用する場合、品目変更工事費が発生します。なお、屋内配線を新設する場合は、新規開通工事費が適用されます。

※工事費は平日昼間（9時～17時）の場合の金額です。工事費の詳細は、5ページをご確認ください。

※インボイス光を新設の場合、基本的に工事費を分割でご請求させていただきます。移転の場合は、一括でのご請求となります（新設の分割工事費残がある場合は、その残債も含め一括でご請求させていただく場合があります）。なお、事業者変更含め解約の場合は、残債を一括でご請求させていただきます。〔分割例　（2024年2月1日以降に弊社よりNTT東西へ手配を行った分から）東日本エリア、西日本エリア　ファミリー、マンション（屋内配線が有る場合）：733円×29回、分割請求最終月743円×1回（課税対象外）、（屋内配線が無い場合）：388円×29回、分割請求最終月408円×1回（課税対象外）。2024年1月31日以前に弊社よりNTT東西へ手配を行った分）、東日本エリア、西日本エリア　ファミリー：660円×30回（課税対象外）、マンション550円×30回（課税対象外）

※インボイス光回線でNTT24時間出張修理オプションを利用中の場合、インボイス24時間出張修理サービスへの変更には転用手続き費用として税込1,980円が別途必要です。

※7　ファミリーSタイプは2025年3月31日にサービス終了いたしまた。

インボイス光・ひかり電話ネクスト（光回線部分※電話関係は別記　工事費詳細　税込）

項目				補足	夜間・深夜等工事割増対象	単位	NTT東日本エリア 料金	備考	NTT西日本エリア 料金	備考
新設移転工事	契約料			新設工事時のみ発生	対象外	回線	880		880	
	基本工事費	派遣あり		派遣なしの利用場所でも、ひかり電話等の工事で派遣が必要な場合派遣ありに変更	対象	工事	8,250	分割	8,250	分割
		派遣なし			不可	工事	2,200	分割	2,200	分割
	交換機等工事費				対象	回線	1,100	分割	1,100	分割
	回線終端装置工事費			派遣ありの場合必須	対象	回線	2,310		2,310	
	短期開通工事費			派遣ありのみ 時刻指定・夜間・深夜の工事不可	不可	工事	22,000		22,000	
	屋内配線工事費	ファミリーシリーズ		屋内配線の新設が不要な場合は不要	対象	回線	10,340		10,340	
		マンションシリーズ		屋内配線の新設が不要な場合は不要	対象	回線	10,340		10,340	
	配線ルート構築工事費	開通工事と同日に工事を実施する場合		NTTが必要に応じて実施		工事	15,400		15,400	
		開通工事と別日に工事を実施する場合		NTTが必要に応じて実施		工事	29,700		29,700	
	ﾎｰﾑｹﾞｰﾄｳｪｲ設置工事費［任意］	ﾌｧﾐﾘｰｼﾘｰｽﾞ、ﾏﾝｼｮﾝｼﾘｰｽﾞ	設置工事費	派遣ありのみ　機器の設置		工事	0		1,650	
	工事後 工事結果報告［任意］	基本作業料		3回線まで。時刻指定工事との併用不可	対象	設場	6,600		6,600	
		4回線以上時の追加料			対象	回線	1,980		1,980	
	事前 構内ルート調査費［任意］	構内・宅内光回線敷設ルート調査		敷設経路有無の調査と結果報告（構築工事なし）	対象	ルート	14,300		14,300	
		通線確認［任意］			対象	ルート	3,300		3,300	
品目変更工事	基本工事費	派遣あり		屋内配線工事不要の場合でも顧客要望で対応	対象	工事	8,250		8,250	
		派遣なし		屋内配線工事不要の場合、基本的に派遣なし	不可	工事	2,200		2,200	
	交換機等工事費				対象	回線	1,100		1,100	
	回線終端装置工事費			派遣ありの場合必須	対象	回線	2,310		2,310	
	短期開通工事費			派遣ありのみ 時刻指定・夜間・深夜の工事不可	不可	工事	22,000		22,000	
	屋内配線工事費	ﾌｧﾐﾘｰｼﾘｰｽﾞ内もしくはﾏﾝｼｮﾝｼﾘｰｽﾞ光配線内でのﾀｲﾌﾟ変更		屋内配線工事不要のため			0		0	
		マンションシリーズ→ファミリーシリーズ		派遣ありのみ	対象	回線	10,340		10,340	
		ファミリーシリーズ→マンションシリーズ マンションVDSL→光配線		派遣ありのみ	対象	回線	10,340		10,340	
	ﾎｰﾑｹﾞｰﾄｳｪｲ設置取り外し工事費	ﾌｧﾐﾘｰｼﾘｰｽﾞ、ﾏﾝｼｮﾝｼﾘｰｽﾞでの設置のみ	設置工事費［任意］	派遣ありのみ　機器の設置		工事	1,650		1,650	
		ファミリーギガスピード マンションギガスピード限定 設置・取り外し	ﾎｰﾑｹﾞｰﾄｳｪｲ基本工事費	with Wi-Fiタイプを除く		工事	1,100		未提供	
			ﾎｰﾑｹﾞｰﾄｳｪｲ機器工事費	with Wi-Fiタイプを除く		機器	1,100		未提供	
	工事後 工事結果報告［任意］	基本作業料		3回線まで。時刻指定工事との併用不可		設場	6,600		6,600	
		4回線以上時の追加料				回線	1,980		1,980	
利用休止・利用一時中断 利用一時中断解除		基本工事費				工事	2,200		2,200	
		交換機等工事費				回線	1,100		1,100	
フレッツ・V6オプション		基本工事費				工事	―		2,200	
		交換機等工事費				回線			1,100	
廃止				廃止日当日はサービス利用不可			0		0	
事業者変更による解約（事業者変更承諾番号発行手数料）				C0、CA、C1、CWは無料		回線	3,300		3,300	
派遣あり工事加算関係（ひかり電話がある場合は、9ページの該当箇所参照。回線廃止工事は対象外）	平日工事	昼間工事（9:00～16:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料				0		0	
			時刻指定料［任意］	開始は毎時00分で指定		工事	12,100		12,100	
		夜間工事（17:00～21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円		（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円	
			時刻指定料［必須］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	
		深夜工事（22:00～翌8:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	（工事費合計-1,100円）×1.6＋1,100円		（工事費合計-1,100円）×1.6＋1,100円	
			時刻指定料［必須］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	
	土日休日工事（元日除く）	基本加算料			対象外	工事	3,300		3,300	
		昼間工事（9:00～16:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	0		0	
			時刻指定料［任意］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	
		夜間工事（17:00～21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円		（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円	
			時刻指定料［必須］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	
		深夜工事（22:00～翌8:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	（工事費合計-1,100円）×1.6＋1,100円		（工事費合計-1,100円）×1.6＋1,100円	
			時刻指定料［必須］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	
	【使用不可】年末年始工事（12月29日～1月3日）	基本加算料			対象外	工事	3,300		3,300	
		昼間工事（9:00～16:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円		（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円	
			時刻指定料［任意］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	
		夜間工事（17:00～21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円		（工事費合計-1,100円）×1.3＋1,100円	
			時刻指定料［必須］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	
		深夜工事（22:00～翌8:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合）	割増料			工事	（工事費合計-1100円）×1.6＋1100円		（工事費合計-1,100円）×1.6＋1,100円	
			時刻指定料［必須］	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	
	加算（工事費合計額※が¥31,900を超える場合は¥31,900までごと ※基本工事費、時刻指定料、割増料、配線ﾙｰﾄ構築工事費、光ｹｰﾌﾞﾙ保護工事費、構内ﾙｰﾄ調査、短期開通工事、工事進捗管理ｻﾎﾟｰﾄは除く）					対象	工事	3,850		3,850	

インボイス光(ひかり電話・ひかり電話ネクスト 料金 単位:円 税込)

下記に加え、ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料(令和3年7月より関係法令に基づく期間)が電話番号単位で発生します

サービス			単位	(通常ﾌﾟﾗﾝ)	プラス	オフィス	オフィスプラス
インボイスひかり電話 基本チャネル(ch)数			-	1ch	1ch	3ch	1ch
インボイスひかり電話 最大チャネル(ch)数と最大番号数 *1			-	2ch 5番号		8ch32番号	32ch7000番号
インボイスひかり電話 基本月額利用料 *2、*3、*4			回線	550	1,650	1,430	1,210
インボイスひかり電話対応ルータ月額利用料	インボイスひかり電話対応ルータ	ファミリー *2	回線	無料		-	-
		マンション	回線	220 (NTT東のみ)		-	-
	無線LANカード利用料		回線	330(東日本) 110(西日本)		-	-
インボイスひかり電話 オフィスタイプ対応アダプタ (アナログ/ISDNのPBXなどを接続するための機器)月額利用料		4チャネル用	装置	-	-	1,100	
		8チャネル用	装置	-	-	1,650	
		23チャネル用	装置	-	-	-	5,940
		32ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	1,100
		300ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	5,940
インボイスひかり電話付加サービス月額利用料	インボイス ナンバー表示サービス		回線	440	無料	1,320	無料
	インボイス ナンバー・リクエスト(要ナンバー表示契約)		回線	220	無料	660	無料
	インボイス 割込電話サービス		回線	330	無料	不可	不可
	インボイス 転送電話サービス		番号	550	無料 *6	550	無料
	インボイス 迷惑電話拒否サービス		回線/番号	220	無料 *6	220	無料
	インボイス 着信お知らせメール		番号	110	無料 *6	110	
	インボイス FAXお知らせメール		番号	110	不可 *6	110	不可
	インボイス 追加番号サービス		番号	110			
	インボイス 複数チャネルサービス		チャネル	220(2025/6/30まで) 440(2025/7/1以降)		440	1,100
	グループ通話定額(利用には条件があります)		チャネル	440	不可	440	無料
	インボイス グループ通話サービス	基本利用料	回線	不可			3,850
		追加利用料	番号	不可			2,200
	インボイス テレビ電話/高音質電話 *5		-	無料			
	一括転送		回線	不可			3,300
	故障・回復通知機能		回線	不可			3,300
電話帳(タウンページ/ハローページ)重複掲載料			番号&掲載先	550			

インボイスひかり電話全プラン共通 付加サービス月額利用料			
サービス		単位	金額
インボイス着信側課金サービス	基本料	着信課金番号	1,100
	複数回線管理機能	着信課金番号	1,100
	発信地域振分機能	着信課金番号	385
	話中時迂回機能	迂回グループ	880
	着信振分接続機能	振分グループ	770
	受付先変更機能	番号	715
	時間外案内機能		
	カスタマコントロール機能	着信課金番号	無料
	特定番号通知機能	着信課金番号	110
インボイスひかり電話#ダイヤル	全国利用型	番号	16,500
	ブロック内利用型	番号	11,000
インボイス データ伝送サービス		番号	無料
インボイス指定電話番号着信サービス発着信制御利用料		番号	550
インボイス指定電話番号着信サービス(*4)許可番号リスト利用料	1ブロックプラン	回線	110
	5ブロックプラン	回線	550
	25ブロックプラン	回線	1,650
	50ブロックプラン	回線	2,200
	600ブロックプラン	回線	11,000

*1 インボイスひかり電話オフィスプラスの最大チャネル数は、利用の回線種類がマンションシリーズの場合、8chに制限されます。また、ひかり電話ネクストはオフィス・オフィスプラスをご契約できません。

*2 請求明細上、機器使用料220円が表示される場合がありますが、その場合は基本料が同額減額され、合計では変わりません。

*3 インボイスひかり電話プラスの月額利用料には、税込528円分の無料通話(固定電話への通話が対象)が付いています。なお、日割りはありません。

*4 ひかり電話ネクスト、ネクストプラスご契約の場合は、インボイスひかり電話基本月額使用料は必要ありません。

*5 NTT東日本エリアでひかり電話をBフレッツで使用開始し、後にフレッツ光ネクストに変更したひかり電話において、テレビ電話・高音質電話・データコネクト・ひかり電話#ダイヤル・コールセレクト(インボイス指定電話番号着信サービス)が使用できない場合があります。インボイス光へ転用後も、その制限を引き継ぎます。使用可能にするには、変更作業が必要です。ご利用のひかり電話対応ルーターがテレビ電話などに未対応の機種の場合、交換作業が必要となり、業者派遣ありの工事費が発生します。

インボイス光(ひかり電話・ひかり電話ネクスト 工事料金 単位:円 税込) ※主要項目を掲載

			単位	(通常プラン)	プラス	オフィス	オフィスプラス
基本工事費	業者派遣あり(光回線を同時に新設工事する場合は不要)		工事	8,250			
	業者派遣なし		工事	2,200			
交換機等工事費	基本機能		回線	1,100			
	発信者番号通知の変更を行う場合		番号	770			
	ひかり電話プラス申込み(ひかり電話と同時申込みの場合、基本工事費を減額)		回線	-	1,100	-	-
	インボイスひかり電話付加サービス(※:インボイスひかり電話を新規で申し込む際に同時に加入の場合は不要)	インボイス ナンバー表示サービス※	回線	1,100			
		インボイス ナンバー・リクエスト※	回線	1,100			
		インボイス 割込電話サービス※	回線	1,100		不可	不可
		インボイス 転送電話サービス※	番号	1,100			
		インボイス 迷惑電話拒否サービス	回線/番号	1,100			
		インボイス 着信お知らせメール※	番号	1,100			
		インボイス FAXお知らせメール※	番号	1,100			
		インボイス 追加番号サービス	番号	770 ※		770	
		インボイス 複数チャネルサービス※	回線	1,100			
		インボイス ひかり電話#ダイヤル	工事	1,100			
		グループ通話定額	-	無料	-	無料	-
		インボイス グループ通話サービス※	回線	-	-	-	1,100
	同番移行(NTT東西発行固定電話番号からの移行が対象)		番号	2,200			
機器工事費	ひかり電話対応ルータ	設置費(ONU内蔵型で光回線の終端装置設置を同時実施時は不要)	装置	1,650		-	-
		設定費	装置	1,100			
	オフィスタイプ対応アダプタ	4チャネル用	装置	-	-	8,800	
		8チャネル用	装置	-	-	10,450	
		23チャネル用	装置	-	-	-	17,600
		32ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	14,300
		300ch対応複数台接続用	装置	-	-	-	17,600
		既設アダプタの設定変更 *6	装置	-	-	-	5,280

利用休止・利用一時中断・利用一時中断解除	基本工事費	工事	2,200	
	契約者回線番号または追加番号	番号	770	
	迷惑電話拒否・着信/FAXお知らせ・#ダイヤル	番号	1,100	
	上記以外	回線	1,100	

*6 無料の対象は主契約番号のみで、追加番号は有料(金額は他プランと同じ)です。また、転送電話サービスとFAXお知らせメールは排他関係で、インボイスひかり電話プラスでも転送電話サービスを利用しない場合は、FAXお知らせメールを利用可能です(税込110円)。工事費は平日昼間(9時~17時)の場合の金額です。工事費の詳細は8~9ページをご確認ください。

*7 工事内容によっては5,280円の定額ではなく、工事作業時間10分毎に税込1,705円でご請求させていただく場合があります。

インボイス光(インボイスひかり電話通話料　税込)

＜ISDNを利用した通話(G4FAX、国際ISDN)は出来ません＞

			(通常)・プラス	オフィス	オフィスプラス2	オフィスプラス1	
			日本全国			県内通話	県外通話
音声	固定電話への通話 *1 *2		8.8円／3分			6.6円／3分	11円／3分
		同一NTT登録者名グループへの通話	-		無料 (NTT東西をまたぐ場合を除く)*6		
	携帯電話への通話	グループ 1-A	17.6円／60秒				
		グループ 1-B	17.6円／60秒				
		グループ 1-D	17.6円／60秒				
	050IP電話への通話	グループ 2	11.55円／3分				
	100番通話	104(番号案内　案内毎課金)	同月1回目66円、2回目以降99円(23～8時一律165円)				
		117(時報)・177(天気予報)	固定電話への通話と同じ				
データコネクト *3*4 *5	データコネクト対応機器からデータコネクト対応機器へのデータ通信	利用帯域:64Kbpsまで	1.1円／30秒				
		利用帯域:64Kbps超～512Kbpsまで	1.65円／30秒				
		利用帯域:512Kbps超～1Mbpsまで	2.2円／30秒				
テレビ電話	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信*2	利用帯域2.6Mbpsまで	16.5円／3分				
		利用帯域2.6Mbps超	110円／3分				
その他 *3 *5	上記以外の通信*2(音声・データコネクト・テレビ電話を複数同時利用した場合*4等)	利用帯域2.6Mbpsまで	16.5円／3分				
		利用帯域2.6Mbps超	110円／3分				

※PHSは、2021年1月末で停波(サービス終了)しました。

*1 電話番号が0AB～J番号帯への通話が対象です。

*2　インボイスひかり電話プラスの月額利用料に含まれる通話料分の対象通話先となります。ただし、「災害募金番組」への通話は対象外となります。

*3 利用帯域の合計に対して適用します。

*4　データコネクトを複数同時利用した場合、合計利用帯域が1Mbps超～2.6Mbpsまで は16.5円 /3分、2.6Mbps超 は110円/3分となります。

*5 NTTのNGNに接続する回線でご利用のひかり電話のみお使いいただくことができます。

*6　インボイスひかり電話において、グループが組まれていることが無料の条件です。グループが組まれていない、もしくはグループ外の番号の場合や、NTT東西をまたぐ場合は無料の対象外です。グループを組むには、グループ内に「インボイスひかり電話オフィス」もしくは「インボイスひかり電話オフィスプラス」のご利用が1つ以上あることが条件です。

インボイス光(インボイスひかり電話着信課金サービス通話料　税込)

			通常プラン
			日本全国
音声	固定電話からの通話	ひかり電話各プラン	8.8円／3分
		ひかり電話オフィスプラスを契約時に選択可能	県内6.6円／3分　県外11円／3分
	携帯電話からの通話	グループ 1-A	17.6円／60秒
		グループ 1-B	17.6円／60秒
	公衆電話からの通話	県内	22円／60秒
		県外	33円／60秒

グループ1の事業者名は以下の通りです。

区分	当社と接続する事業者様名
グループ1-A	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ワイモバイル(ソフトバンク㈱)
グループ1-B	沖縄セルラー電話㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱
グループ1-D	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(ワンナンバー機能により着信させる場合)

グループ2の事業者名は以下の通りです。

区分	当社と接続する事業者様名
グループ2	㈱STNet、㈱QTnet、㈱オプテージ(旧ケイ・オプティコム)、ソフトバンク㈱、中部テレコミュニケーション㈱、㈱トークネット、楽天モバイル㈱(楽天コミュニケーションズ、旧フュージョン)、㈱エネコム、NTTドコモビジネス㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、楽天モバイル㈱(楽天コミュニケーションズ、旧パワードコム)、ZIP Telecom㈱、アルテリア・ネットワークス㈱、Coltテクノロジーサービス㈱、㈱アイ・ピー・エス、㈱コムスクエア、㈱ハイスタンダード

インボイス光(インボイスひかり電話　国際通話料　1分あたり　免税　主要国のみ掲載)

地域	国・地域名	国番号	通話料	地域	国・地域名	国番号	通話料	地域	国・地域名	国番号	通話料
アジア	タイ王国	66	45円	欧州	ベルギー王国	32	20円	アフリカ	エジプト・アラブ共和国	20	75円
	マレーシア	60	30円		フランス共和国	33	20円		南アフリカ共和国	27	75円
	インドネシア共和国	62	45円		スペイン	34	30円		モロッコ王国	212	70円
	フィリピン共和国	63	35円		ハンガリー共和国	36	35円		ケニア共和国	254	75円
	シンガポール共和国	65	30円		イタリア共和国	39	20円	アメリカ	アメリカ合衆国	1	9円
	大韓民国	82	30円		スイス連邦	41	40円		カナダ	1	10円
	ベトナム社会主義共和国	84	85円		オーストリア共和国	43	30円		ペルー共和国	51	55円
	中華人民共和国	86	30円		英国(イギリス)	44	20円		メキシコ合衆国	52	35円
	香港	852	30円		デンマーク王国	45	30円		アルゼンチン共和国	54	50円
	マカオ	853	55円		スウェーデン王国	46	20円		ブラジル連邦共和国	55	30円
	台湾(中華民国)	886	30円		ポーランド共和国	48	40円		チリ共和国	56	35円
	インド	91	80円		ドイツ連邦共和国	49	20円	オセアニア	ハワイ	1	9円
	ミャンマー連邦共和国	95	90円		トルコ共和国	90	45円		オーストラリア連邦	61	20円
	クウェート国	965	80円		ポルトガル共和国	351	35円		ニュージーランド	64	25円
	サウジアラビア王国	966	80円		アイルランド共和国	353	20円		サイパン	1-670	30円
	アラブ首長国連邦	971	50円		フィンランド共和国	358	30円		グアム	1-671	20円
	イスラエル国	972	30円		ブルガリア共和国	359	80円	その他	インマルサット-B-HSD/エアロ	870	700円
	イラン・イスラム共和国	98	80円		ウクライナ	380	50円		インマルサット-BGAN/FBB	870	209円
欧州	ロシア連邦	7	45円		セルビア共和国	381	120円		インマルサット-フリート	870	209円
	ギリシャ共和国	30	35円		クロアチア共和国	385	101円		イリジウム	881-6、881-7	250円
	オランダ王国	31	20円		チェコ共和国	420	45円		スラーヤ	882-16	175円

＜ISDNを利用した通話(G4FAX、国際ISDN)は出来ません。上記以外の通話先については、お問合せください＞

インボイス光(ひかり電話　通話可能な番号)

下記番号への通話が可能です。

固定電話(0AB～J 例:03-3210-XXXX) 国際電話(010＋国番号＋相手先電話番号) 携帯電話(090/080/070～) 緊急通報(110/118/119) IP電話(050～) 番号案内 時報 電報 天気予報 災害伝言(171) テレドーム(0180～) フリーダイヤルなど着信課金番号への通話※(0120/0800～ NTTドコモビジネス、KDDI、ソフトバンク、Fusion、ARTERIA、NTT東西提供分) ナビダイヤル※(0570～ NTTドコモビジネス提供分) 消費者ホットライン(188) 児童相談所全国共通ダイヤル(189) ※着信側でひかり電話の着信規制が入っている場合は、おかけできません

上記以外の番号(下記例)には、通話できません。

0077や0088等で始まる着信課金番号 国際フリーダイヤル Fネット/FAX同報サービス(161/162～) テレゴング VPN(メンバーズネットなど) お話中調べ ＃ダイヤル

インボイス光(インボイスひかり電話部分　工事費詳細　その1　税込)

	項目			補足	夜間・深夜等工事割増対象	単位	NTT東日本エリア		NTT西日本エリア	
							料金	備考	料金	備考
光回線の**新設**工事と同時にひかり電話も利用開始	基本工事費	派遣あり				工事	0		0	
		派遣なし		オフィスタイプ対応アダプタ使用時は選択不可	不可	工事	0		0	
	交換機等工事費				対象	回線	1,100		1,100	
	インボイスひかり電話付加サービス	インボイス ナンバー表示サービス				回線	0		0	
		インボイス ナンバー・リクエスト				回線	0		0	
		インボイス 割込電話サービス				回線	0		0	
		インボイス 転送電話サービス				番号	0		0	
		インボイス 迷惑電話拒否サービス			対象	回線/番号	1,100		1,100	
		インボイス 着信お知らせメール				番号	0		0	
		インボイス FAXお知らせメール				番号	0		0	
		インボイス 追加番号サービス	ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0		0	
			ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
		インボイス 複数チャネルサービス				回線	0		0	
		インボイス ひかり電話#ダイヤル			対象	工事	1,100		1,100	
		インボイス テレビ電話				-	0		0	
		インボイス　高音質電話				-	0		0	
		グループ通話定額				-	0		0	
		インボイス グループ通話サービス		ひかり電話オフィスプラスのみ利用可能		-	0		0	
	アナログ/ISDN回線などからの同番移行			NTT東西発行の固定電話番号からの移行が対象		番号	2,200		2,200	
	別のひかり電話で使用中の番号を移行	継続工事費				工事	1,100		1,100	
		追加番号継続工事費	ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0		0	
			ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
	機器工事費	ひかり電話対応ルーター	設置工事費			装置	0		0	
			設定工事費［任意］	派遣ありのみ　追加番号をご利用時の電話の鳴り分けなどが該当	対象	装置	1,100		1,100	
		オフィスタイプ対応アダプタ	4チャネル用	派遣ありのみ　アナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に使用	対象	装置	8,800		8,800	
			8チャネル用	派遣ありのみ　アナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に使用	対象	装置	10,450		10,450	
			23チャネル用	派遣ありのみ　ISDN1500の機器と接続する場合に使用	対象	装置	17,600		17,600	
			32ch対応複数台接続用	派遣ありのみ　9チャネル以上でアナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	14,300		14,300	
			300ch対応複数台接続用	派遣ありのみ　9チャネル以上でアナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	17,600		17,600	
	インボイス着信側課金サービス交換機等工事費	基本機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		発信地域振分機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		話中時迂回機能			対象	迂回グループ	1,100		1,100	
		着信振分接続機能			対象	振分グループ	1,100		1,100	
		受付先変更機能			対象	受付変更元	1,100		1,100	
		時間外案内機能			対象	番号	1,100		1,100	
		カスタマコントロール機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		特定番号通知機能			対象	番号	1,100		1,100	
	インボイスひかり電話#ダイヤル				対象	回線	1,100		1,100	
	インボイス指定電話番号着信サービス				対象	回線	1,100		1,100	
既設の光回線にひかり電話を新たに利用	基本工事費	派遣あり			対象	工事	8,250		8,250	
		派遣なし		オフィスタイプ対応アダプタ使用時は選択不可	不可	工事	2,200		2,200	
	交換機等工事費				対象	回線	1,100		1,100	
	インボイスひかり電話付加サービス	インボイス ナンバー表示サービス				回線	0		0	
		インボイス ナンバー・リクエスト				回線	0		0	
		インボイス 割込電話サービス				回線	0		0	
		インボイス 転送電話サービス				番号	0		0	
		インボイス 迷惑電話拒否サービス			対象	回線/番号	1,100		1,100	
		インボイス 着信お知らせメール				番号	0		0	
		インボイス FAXお知らせメール				番号	0		0	
		インボイス 追加番号サービス	ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0		0	
			ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
		インボイス 複数チャネルサービス				回線	0		0	
		インボイス ひかり電話#ダイヤル			対象	工事	1,100		1,100	
		インボイス　テレビ電話				-	0		0	
		インボイス　高音質電話				-	0		0	
		グループ通話定額				-	0		0	
		インボイス グループ通話サービス				-	0		0	
	アナログ/ISDN回線などからの同番移行			NTT東西発行の固定電話番号からの移行が対象		番号	2,200		2,200	
	別のひかり電話で使用中の番号を移行	継続工事費				工事	1,100		1,100	
		追加番号継続工事費	ひかり電話/ひかり電話プラス			番号	0		0	
			ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
	機器工事費	ひかり電話対応ルーター	設置工事費			装置	1,650		1,650	
			設定工事費［任意］	派遣ありのみ　追加番号をご利用時の電話の鳴り分けなどが該当	対象	装置	1,100		1,100	
		オフィスタイプ対応アダプタ	4チャネル用	派遣ありのみ　アナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に使用	対象	装置	8,800		8,800	
			8チャネル用	派遣ありのみ　アナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に使用	対象	装置	10,450		10,450	
			23チャネル用	派遣ありのみ　ISDN1500の機器と接続する場合に使用	対象	装置	17,600		17,600	
			32ch対応複数台接続用	派遣ありのみ　9チャネル以上でアナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	14,300		14,300	
			300ch対応複数台接続用	派遣ありのみ　9チャネル以上でアナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	17,600		17,600	
	インボイス着信側課金サービス交換機等工事費	基本機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		発信地域振分機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		話中時迂回機能			対象	迂回グループ	1,100		1,100	
		着信振分接続機能			対象	振分グループ	1,100		1,100	
		受付先変更機能			対象	受付変更元	1,100		1,100	
		時間外案内機能			対象	番号	1,100		1,100	
		カスタマコントロール機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		特定番号通知機能			対象	番号	1,100		1,100	
	インボイスひかり電話#ダイヤル				対象	回線	1,100		1,100	
	インボイス指定電話番号着信サービス				対象	回線	1,100		1,100	

インボイス光(インボイスひかり電話部分　工事費詳細　その2　税込)

項目				補足	夜間・深夜等工事割増対象	単位	NTT東日本エリア		NTT西日本エリア	
							料金	備考	料金	備考
利用中のひかり電話の変更	基本工事費	派遣あり			対象	工事	8,250		8,250	
		派遣なし		ｵﾌｨｽﾀｲﾌﾟ対応ｱﾀﾞﾌﾟﾀ使用時は選択不可	不可	工事	2,200		2,200	
	交換機等工事費				対象	回線	1,100		1,100	
	(電話の通話先への)発信者番号通知⇔発信者番号非通知の変更			かかってきた電話の番号を表示することは別のナンバー表示サービスで対応	対象	回線	1,100		1,100	
	ひかり電話プラス申し込み				対象	回線	1,100		1,100	
	インボイスひかり電話付加サービス	インボイス ナンバー表示サービス			対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス ナンバー・リクエスト			対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス 割込電話サービス			対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス 転送電話サービス			対象	番号	1,100		1,100	
		インボイス 迷惑電話拒否サービス			対象	回線/番号	1,100		1,100	
		インボイス 着信お知らせメール			対象	番号	1,100		1,100	
		インボイス FAXお知らせメール			対象	番号	1,100		1,100	
		インボイス 追加番号サービス	ひかり電話/ひかり電話ﾌﾟﾗｽ		対象	番号	770		770	
			ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
		インボイス 複数チャネルサービス			対象	回線	1,100		1,100	
		インボイス ひかり電話#ダイヤル			対象	工事	1,100	6ページ※4に該当の場合、派遣費用発生	1,100	
		インボイス　テレビ電話				-	0		0	
		インボイス　高音質電話				-	0		0	
		グループ通話定額				-	0		0	
		インボイス グループ通話サービス		ひかり電話オフィスプラスのみ利用可能	対象	回線	1,100		1,100	
	国際電話使用不可(不締結)⇔使用可能(締結)の変更			納期は、本件単独の場合と、他の工事がある場合とで異なる			0		0	
	アナログ/ISDN回線などからの同番移行			NTT東西発行の固定電話番号からの移行が対象	対象	番号	2,200		2,200	
	別のひかり電話で使用中の番号を移行	追加番号継続工事費	ひかり電話/ひかり電話ﾌﾟﾗｽ		対象	番号	770		770	
			ひかり電話オフィスシリーズ		対象	番号	770		770	
	電話番号の変更(改番)				対象	番号	2,750		2,750	
	機器工事費	ひかり電話対応ルーター	設定工事費 [任意]	派遣ありのみ　追加番号をご利用時の電話の鳴り分けなどが該当	対象	装置	1,100		1,100	
		オフィスタイプ対応アダプタ	4チャネル用	派遣ありのみ　アナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に使用	対象	装置	8,800		8,800	
			8チャネル用		対象	装置	10,450		10,450	
			23チャネル用	派遣ありのみ　ISDN1500の機器と接続する場合に使用	対象	装置	17,600		17,600	
			32ch対応複数台接続用	派遣ありのみ　9チャネル以上でアナログ/ISDN64用の機器と接続する場合に必要	対象	装置	11,300		11,300	
			300ch対応複数台接続用		対象	装置	17,600		17,600	
	インボイス着信側課金サービス交換機等工事費	基本機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		発信地域振分機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		話中時迂回機能			対象	迂回グループ	1,100		1,100	
		着信振分接続機能			対象	振分グループ	1,100		1,100	
		受付先変更機能			対象	受付変更元	1,100		1,100	
		時間外案内機能			対象	番号	1,100		1,100	
		カスタマコントロール機能			対象	着信課金番号	1,100		1,100	
		特定番号通知機能			対象	番号	1,100		1,100	
	インボイスひかり電話#ダイヤル				対象	回線	1,100		1,100	
	インボイス指定電話番号着信サービス				対象	回線	1,100		1,100	
派遣あり工事加算関係(廃止工事は対象外)	平日工事	昼間工事(9:00~16:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料				0		0	
			時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定		工事	12,100		12,100	
		夜間工事(17:00~21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	(工事費合計-1100円)×1.3+1100円		(工事費合計-1100円)×1.3+1100円	
			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	
		深夜工事(22:00~翌8:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	(工事費合計-1100円)×1.6+1100円		(工事費合計-1100円)×1.6+1100円	ひかり電話ｵﾌｨｽｼﾘｰｽﾞのみ可能。月曜夜(22時~0時30分)、火曜早朝(6時~8時)、水曜夜(22時~0時30分)、木曜早朝(6時~8時)のみ可能
			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	
	土日休日工事(元日除く)	基本加算料	基本加算料		対象外	工事	3,300		3,300	
		昼間工事(9:00~16:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	0		0	
			時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	
		夜間工事(17:00~21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	(工事費合計-1100円)×1.3+1100円		(工事費合計-1100円)×1.3+1100円	
			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	
		深夜工事(22:00~翌8:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	(工事費合計-1100円)×1.6+1100円		(工事費合計-1100円)×1.6+1100円	ひかり電話ｵﾌｨｽｼﾘｰｽﾞのみ可能。休日が月曜夜(22時~0時30分)、火曜早朝(6時~8時)、水曜夜(22時~0時30分)、木曜早朝(6時~8時)のみ可能
			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	
	【使用不可】年末年始工事(12月29日~1月3日)	基本加算料	基本加算料		対象外	工事	3,300		3,300	
		昼間工事(9:00~16:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	(工事費合計-1100円)×1.3+1100円		(工事費合計-1100円)×1.3+1100円	
			時刻指定料 [任意]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	12,100		12,100	
		夜間工事(17:00~21:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	(工事費合計-1100円)×1.3+1100円		(工事費合計-1100円)×1.3+1100円	
			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	19,800		22,000	
		深夜工事(22:00~翌8:59の間に工事を開始し、工事が完了した場合)	割増料			工事	(工事費合計-1100円)×1.6+1100円		(工事費合計-1100円)×1.6+1100円	ひかり電話ｵﾌｨｽｼﾘｰｽﾞのみ可能。月曜夜(22時~0時30分)、火曜早朝(6時~8時)、水曜夜(22時~0時30分)、木曜早朝(6時~8時)のみ可能
			時刻指定料 [必須]	開始は毎時00分で指定	対象外	工事	30,800		33,000	
	加算(工事費合計額※が¥31,900を超える場合は¥31,900までごと ※基本工事費、時刻指定料、割増料、配線ルート構築工事費、光ケーブル保護工事費、構内ルート調査、短期開通工事、工事進捗管理サポートは除く)				対象	工事	3,850		3,850	
利用休止・利用一時中断・利用一時中断解除	基本工事費					工事	2,200		2,200	
	契約者回線番号または追加番号					番号	770		770	
	迷惑電話拒否・着信/FAXお知らせ・#ダイヤル					番号	1,100		1,100	
	上記以外					回線	1,100		1,100	
廃止				廃止日当日は、電話の利用不可			0		0	

インボイス着信側課金サービス概要

基本機能部分(基本料金内で利用可能)

機能名	内容
基本接続	全国の固定電話・ひかり電話・公衆電話から着信課金番号(0120/0800～)へ接続した通話料を着信者へ課金 接続可能な固定電話キャリア:NTT東西、楽天モバイル、KDDI(旧DDI直収電話を除く)、ソフトバンク、アルテリア・ネットワークス(旧UCOM)、Coltテクノロジーサービス(IP電話系は不可)、ジェイコム、ZIPテレコム、九州通信ネットワーク、エネルギア・コミュニケーションズ、STNet、中部テレコミュニケーション(各種アナウンスが流れず)、東北インテリジェント通信、オプテージ(旧ケイ・オプティ・コム)、三通、NTTドコモビジネス、光コラボレーション事業者が提供するひかり電話
携帯電話接続	携帯電話からの通話を可能/不可能の設定が可能。※カスタマーコントロール機能での変更不可
発信地域指定	全国、地域(10※)、都道府県、MA(566)単位で通話可能な発信地域指定を実施 ※カスタマーコントロール機能での変更不可 ※北海道・東北・関東(山梨含む)・近畿(三重除く)・中国・四国・九州の各地方と、東海4県、北陸3県、信越2県の10地域 ・固定電話・ひかり電話からの発信時 ⇒ 全国、地域、都道府県、MA単位 ・携帯電話からの発信時 ⇒ 全国、地域、県単位(北海道のみ札幌・旭川・函館・釧路・北見の5エリアによる指定も可)
接続規制	上記の携帯電話など接続規制端末からの発信者に対し、発信者からの端末からは接続できない旨のアナウンスを流します。アナウンス部分の通話料金は発生しません。公衆電話からの発信を、通話不可能にすることはできません。※カスタマーコントロール機能での変更不可
着信側課金サービスアナウンス	本サービスの発信者及び着信者に対して、通話開始前に本サービスを利用した通話であることを通知。 発信者には「フリーアクセスです」、着信者には「フリーアクセスです」もしくは「市外局番(携帯電話からの着信の場合は「携帯」」のアナウンスが流れます。料金発生タイミングは、「発着アナウンス開始」からとなります。 なお、着信回線で「インボイス迷惑電話拒否サービス」や「インボイスナンバーリクエスト」をご契約の場合、発信側が左記のいずれかに該当した場合、発信者側には「フリーアクセスです」のアナウンスが重なって流れます(インボイスナンバーリクエストとの重複例:「フリーアクセスです。・・・号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直しください」)。※カスタマーコントロール機能での変更不可

※最大同時通話可能数(理論値。着信側の通話可能数の制約が別途あり)は、複数回線管理機能利用時で640です。着信可能回線はインボイスひかり電話のみです。また、1つの着信電番に複数の着信課金サービスを契約することはできません。

オプション機能(別途契約と料金が必要)

機能名	内容
複数回線管理機能	本機能を契約することで以下の①～④オプション機能を利用した場合、複数の回線(≒複数の拠点)に着信させることが可能。契約なしの場合は、①～④は同一回線の追加番号を含めた番号内での振分となります。当然のことながら、着信回線の物理的に通話可能な数を上回る通話を
①発信地域振分機能	発信エリアに応じて着信先電話番号を振り分ける機能。 着信先番号ごとに、着信対象となるMAの設定が必要。携帯電話からの発信は、基本的に都道府県単位に振り分け、つまり都道府県単位に着信先番号は1つ(正しくは1リージョン)になります。なお、同一の着信先番号で「②話中時迂回機能」と併用した場合、「②話中時迂回機能」が優先されます。 カスタマーコントロール機能での設定変更(MAや着信先番号の変更)はできません。
②話中時迂回機能	着信課金番号への通話が、着信先番号が本サービスで話中の場合、予めお客様が指定した順に着信先を振り分けることが可能。 「複数回線管理機能」を利用した場合、最大50着信先まで着信先番号として接続できます。なお、同一の着信先番号で「③着信振分接続機能」とは重畳契約できません。迂回グループ先の着信先番号の構成変更は、カスタマーコントロール機能での変更はできません。
③着信振分接続機能	着信課金番号による通話を、予めお客様が指定した比率で、複数の着信先番号に振り分けて接続。指定できる着信先番号は、「複数回線管理機能」を利用した場合、最大50着信先番号まで接続できます。なお、「②話中時迂回機能」とは重畳契約不可。
④受付先変更機能	着信課金番号による通話を、予めお客様が指定した時間帯になると、指定した他の着信先番号へ変更して接続。 「複数回線管理機能」を利用した場合、最大10着信先番号まで登録可能です。「時間外案内機能」の時間外案内開始時間が重複した場合は、「時間外案内機能」を優先します。受付変更先に「②話中時迂回機能」「③着信振分接続機能」「時間外案内機能」を契約していても、転送呼には
時間外案内機能	営業時間外等にかかってきた着信課金番号への通話に対し、受付時間外である旨のアナウンスを流します。
カスタマコントロール機能	カスタマコントロール機能を契約すると、利用状況照会や着信振分接続の比率の変更等をお客様自身で設定することが可能。着信課金番号1つにつき、IDは50アカウントを提供。IDとパスワードの発行方法については、弊社より別途案内。 ・スケジュール設定　・利用状況照会　・同時着信通話数の設定　・パスワードの設定　・着信振分接続機能の振分比率の設定 ※パスワードを連続3回間違えた段階でロックがかかります。解除には書面での受付と工事費2,200円(税込)が必要。
特定番号通知機能	コールセンターなど通常着信先となっている回線から発信時に、発信元電話番号に着信課金番号(0120/0800～)を通知させる機能。
電話帳掲載	NTTタウンページに着信課金番号を掲載可能。なお、重複掲載の場合は、一重複につき550円(税込)が必要。

アナウンスの種類

発信側への音声通知内容	着信側が局番通知の場合:フリーアクセスでおつなぎしています。そのままでお待ちください 着信側がサービス名通知の場合:フリーアクセスです
話中時の順番待ち時のアナウンス	未提供
接続不許可端末からの発信時のアナウンス	おかけになった【着信課金番号】へは、お客さまの電話からおつなぎできません ※中部テレコミュニケーション回線からの発信は話中音(BT)のみ
発信可能エリア外からの発信でのガイダンス	固定電話発信:おかけになった電話は、指定地域外ですのでおつなぎできないようになっています 携帯電話発信:おかけになった【着信課金番号】へは、お客さまの電話からおつなぎできません ※中部テレコミュニケーション回線からの発信は話中音(BT)のみ
受付時間外時のアナウンス	お電話有難うございます。こちらは【着信課金番号】です。只今お電話の受付は休ませていただいております。またのご利用をお待ちしております ※中部テレコミュニケーション回線からの発信は話中音(BT)のみ

インボイスひかり電話　廃止や移転時の「音声アナウンス（AIS）」について　※音声アナウンスの期間は、約3ヶ月間です（延長不可）。

インボイスひかり電話を廃止する場合や電話の一時中断を行う場合、電話番号が変わる移転を行う場合、利用を終了する電話番号宛にかかってきた通話に対し、音声アナウンスを流すことが可能です。廃止、一時中断、移転の手続きを行う際に、必要に応じてお申し込みください。

ケース	パターン	アナウンス内容
移転	4	おかけになった●●●●●●●●●●は、移転のため、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□です。
	5	おかけになった●●●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。連絡先の番号は、□□□□□□□□□□です。
	6	おかけになった●●●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。
	7	おかけになった●●●●●●●●●●は、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□です。
	（設定なし）	お客さまのおかけになった電話番号は現在使われていないか、もしくは市外局番からおかけになる必要があります。番号をお確かめになってもう一度おかけ直しください。
廃止	4	おかけになった●●●●●●●●●●は、移転のため、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□です。
	5	おかけになった●●●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。連絡先の番号は、□□□□□□□□□□です。
	6	おかけになった●●●●●●●●●●は、移転のため、電話を取り外してあります。
	7	おかけになった●●●●●●●●●●は、番号が変わりました。新しい番号は、□□□□□□□□□□です。
	（設定なし）	お客さまのおかけになった電話番号は現在使われていないか、もしくは市外局番からおかけになる必要があります。番号をお確かめになってもう一度おかけ直しください。
一時中断	8	おかけになった●●●●●●●●●●は、お客さまの都合により電話を取り外してあります。連絡先の番号は、□□□□□□□□□□です。
	9	おかけになった●●●●●●●●●●は、お客さまの都合により電話を取り外してあります。

インボイス光　転送電話サービス・ナンバーリクエストなどのセットアップについて

インボイス転送電話サービスなど一部のオプションサービスについて、機能をON/OFFする場合に、お客様にて現地の電話機で設定いただく必要があります。
※新規（またはご移転先）でご利用になる場合、お申し込み時は「設定なし/OFF」の状態になっています。
※なお、インボイスひかり電話はNTTひかり電話の卸商品のため、設定方法は、NTTボイスワープやナンバーリクエスト、特定番号通知機能と同一です。

インボイス転送電話サービス（転送先が1箇所　追加番号がない場合）

（転送開始前）転送先の設定：（転送元の電話機から）**142**へダイヤル → **2**をプッシュ → **転送先の電話番号**と＃ダイヤル → **1**をプッシュ → **1～9**をプッシュ → **登録完了**

転送先の電話番号で登録可能な番号は、一般固定電話（0AB～J　10桁）、携帯、050 IP電話です。それ以外やキャリアプレフィックス番号を付けた番号は、登録できません。

転送の開始：（転送元の電話機から）**142**へダイヤル → **1**をプッシュ → **転送の方法（1～4）**をプッシュ（1:無条件、2:無応答時、3:話中時、4:無応答時と話中時併用） → **1～9**をプッシュ → **転送開始**

転送の終了：（転送元の電話機から）**142**へダイヤル → **0**をプッシュ → **転送終了**

インボイス ナンバーリクエスト（非通知でかかってきた通話を拒否するサービス）

リクエスト開始：（対象の電話機から）**148**へダイヤル → **1**をプッシュ → リクエスト**開始**

リクエスト終了：（対象の電話機から）**148**へダイヤル → **0**をプッシュ → リクエスト**終了**

特定番号通知機能（コールセンターなど着信課金番号（0120～/0800～）を使用している回線から発信時に着信課金番号を相手方に通知するサービス）

特定番号の通知開始：（対象の電話機から）**135**へダイヤル → **1**をプッシュ → 通知**開始**

特定番号の通知終了：（対象の電話機から）**135**へダイヤル → **0**をプッシュ → 通知**終了**

インボイス　転送電話サービスのリモートコントロール

現地の（転送元）電話機

リモートコントロール暗証番号の設定：（転送元の電話機から）**142**へダイヤル → **4**をプッシュ → **3**をプッシュ → **1**をプッシュ → **暗証番号**と＃ダイヤル → **1**をプッシュ → **登録完了**

リモートコントロールの廃止（転送終了ではありません！）：（転送元の電話機から）**142**へダイヤル → **4**をプッシュ → **3**をプッシュ → **0**をプッシュ → リモートコントロールの利用**終了**

（転送開始前）転送先の設定：（転送元の電話機から）**142**へダイヤル → **2**をプッシュ → **転送先の電話番号**と＃ダイヤル → **1**をプッシュ → **1～9**をプッシュ → **登録完了**

外出先から

転送の開始：**リモートコントロール用電話番号**へダイヤル → **転送元番号**と＃ダイヤル → **暗証番号**と＃ダイヤル → **1**をプッシュ → **1～9**をプッシュ → **転送開始**

転送の終了：**リモートコントロール用電話番号**へダイヤル → **転送元番号**と＃ダイヤル → **暗証番号**と＃ダイヤル → **0**をプッシュ → **転送終了**

リモートコントロール用電話番号　NTT東日本エリア：03-6304-4141　NTT西日本エリア：06-6480-6142

※暗証番号を4回間違えるとロックがかかり、転送元の電話から再度暗証番号の設定を行ってください。
※暗証番号に、同じ数字4桁、転送元電話番号の下4桁、＊や＃は使用できません。

インボイス光サービスイメージ

インボイス光(電話なし)のイメージ（除くインボイス光クロスファミリータイプ）

光配線方式

ご利用場所まで光ファイバーを敷設します。新設の際、ONUの設置位置が重要になりますので、設置位置を決定の上でお申込みください。

マンションVDSL方式

ご利用建物内にある電話線を一部区間で使用します。電話線は建物所有者やお客様管轄になりますので、当該区間での故障は、お客様側で修理ください。

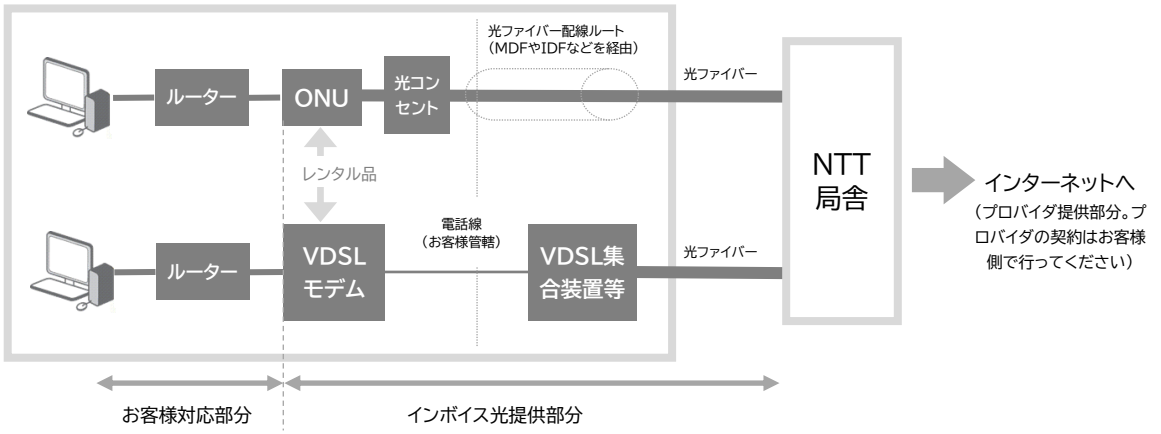

インボイス光(電話あり　光配線方式)のイメージ

インボイスひかり電話/インボイスひかり電話プラス

ひかり電話対応ルーターには、アナログ用モジュラージャックが2つあり、同時に最大2通話することができます(要複数チャネル契約)。

インボイスひかり電話オフィスシリーズ

従来のアナログ/ISDN回線用のPBXを利用する場合は、オフィスタイプ対応アダプタが必要になります。オフィスタイプ対応アダプタのコネクタは、モジュラージャックと異なりますので、PBXとの接続は、PBX保守会社にご依頼ください。

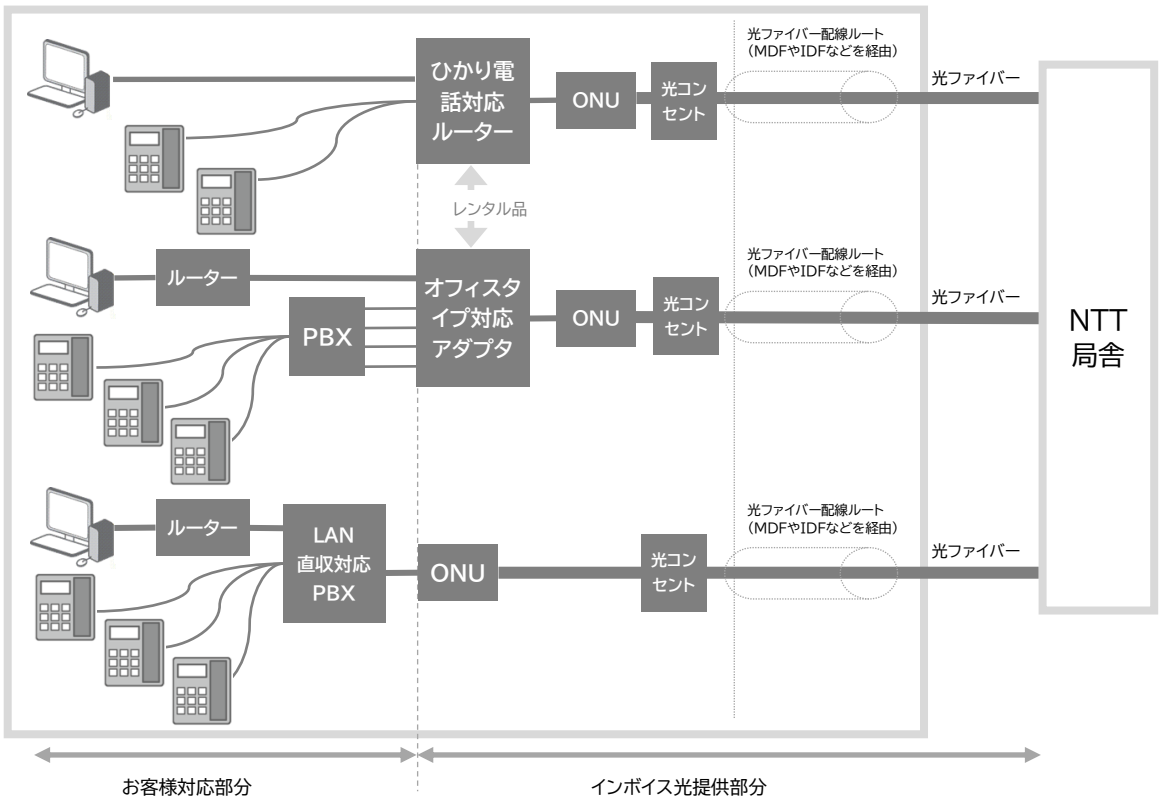

※インボイス光の廃止(解約)について

・廃止日は、当日朝からインボイス光が利用できません。廃止日はお客様の最終利用日の翌日以降で設定ください。

・廃止にあたり、ONUやVDSLモデム、ひかり電話対応ルーター、光コンセント～ONU間の光ケーブルなどのレンタル品は、NTTに返却する必要があります。返却方法として、NTTから郵送される返却キットに入れて返却する方法と、NTTの工事業者が現地での廃止工事作業の際に持ち帰る方法の2つがあり、廃止の作業内容によって変わります。なお、レンタル品の未返却や紛失の場合、その費用を請求させていただきます。

・光配線方式の場合、廃止時に光コンセントを残置する場合と、光コンセントを含めて撤去する場合があります。VDSL方式の場合、建物内の電話線は、建物所有者もしくはお客様の所有物のため、撤去は行いません。

・インボイス光の利用料金は、廃止日の前日をもって課金が終了します。また、廃止対象となる回線のオプションサービスも、原則全て廃止となります。リモートサポートサービスやフレッツVPNワイド等のオプションサービスをご利用の場合も、回線の廃止日より利用できなくなります。

インボイス光 故障受付時間と対応時間

	通常対応	インボイス24時間出張修理サービスあり	インボイス7-22時出張修理サービスあり
故障受付窓口	インボイス光カスタマーセンター 0120-881-086(直通 03-6408-2634)		
故障**受付**時間	24時間年中無休　有人対応 (回線部分での故障については、随時NTT東西に取り次ぎます)		
故障**対応**時間	9:00～17:00	24時間年中無休	7:00～22:00
故障対応事業者	NTT東日本・西日本		
月額料金(税込)		ファミリー:3,168円 マンション:2,112円	ファミリー:1,925円 マンション:1,925円

インボイス24時間出張修理サービス並びにインボイス7-22時出張修理サービスは、日中の時間帯以外も営業するお客様(例:小売店、飲食店、工場)にお勧めのサービスです。なお、故障受付から現地への到着時間および回復時間を保証するものではありませんので、ご注意ください。

インボイス光 リモートサポート約款

第1条（当約款の適用）

株式会社インボイス（以下「当社」といいます。）は、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款 の付加サービスとして、 このインボイス光リモートサポート約款（以下「当約款」といいます）に基づき、NTTが定めるリモートサポートサービス利用規約　に準じたリモートサポートサービスを光コラボレーションモデルとして、インボイス光リモートサポートサービス（以下、「本付加サービス」といいます） を提供します。

第2条（当約款の変更）

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本付加サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められていない限り、同じ意味で使用します。

(1)「インボイス光」とは、当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー回線及びそれに付随する通信サービスをいいます。

(2)「利用者」とは、本付加サービスを利用するお客様をいいます。

(3)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をいいます。

第4条（サービスの内容）

当社は、本付加サービスとして、NTTが提供するリモートサポートサービスと同一のサービスをNTTに委託する形で提供します。NTTが提供を終了したリモートサポートサービスについて、当社は予告なく本付加サービスの提供を終了することがあります。

2. 本付加サービスは、一般家庭でのブロードバンドライフを幅広くサポートすることを目的としているため、以下にあげる例に類する内容（以下がその全てではありません）など対応できないものがあります。また、問い合わせへの対応についても、その内容を保証するものではありません。

(1)ビジネス利用を想定した設定方法、利用方法に関する問い合わせ

(2)メーカやソフトウェア会社等がサポートしていない設定方法・利用方法、メーカ独自の特殊機能・設定方法等に関する問い合わせ

(3)オークションや商品の購入等、利用者に第三者への支払いの必要が生じるお取引に関する問い合わせ

著作権法その他の法令に違反するまたは法令に違反することを助長すると思われる行為に関する問い合わせ

(4)ハードウェアの故障、修理手配、代替品の提供、ソフトウェアの不具合などに関する問い合わせ

(5)消失したデータの復旧に関する問い合わせ

(6)評価、評判、口コミに関する問い合わせ

第5条（当社の対応範囲と契約の成立）

1. 当社は、NTTリモートサポートサービス利用規約に定めるリモートサポートを当社が本付加サービスとして、利用者に対し、提供します。ただし、当社が本付加サービスにおいて対応できる事項は以下に限られ、それ以外の事項については、NTTリモートサポートサービス利用規約の定めに従うものとします。なお、当約款の定めとNTTリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、当約款の定めが優先して適用されるものとします。

(1)本付加サービスの新規申し込み受付業務とNTTへの取次ぎ

(2)本付加サービスの解約受付業務とNTTへの取次ぎ

(3)本付加サービス利用者の変更受付業務とNTTへの取次ぎ

(4)本付加サービスの料金の設定

(5)本付加サービスの料金の利用者からの回収業務とNTTへの支払い

2. 前項の遂行に当たり、当約款に定めがない事項については、光サービス約款の定めに従うものとします。

3. 当約款の定めが適用される回線は、前条に定める提供サービスにおいて、当社が光サービス約款で規定する方法に従って、本付加サービス利用者自身が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

4. 前項の当社が申し込みを承諾しNTTへ取り次いだ後、NTTからの申し込み受付完了の連絡があった時点で、本付加サービスの契約成立とします。

5. 本条のNTTへの取次ぎにあたり、個人情報をNTTと共有することについて、本付加サービス利用者は予め同意するものとします。

第6条（提供条件等）

1. 本サービスは、インボイス光・インボイスひかり電話サービスの付加サービスであり、当社は、利用者が光サービス約款に規定するインボイス光を利用回線とする場合に限り、当約款に規定するサービスを提供するものとし、インボイス光・インボイスひかり電話サービスが終了した場合には、本サービスも自動的に終了します。

2. 利用者は、本付加サービスを使用して、有償、無償を問わず営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用はできないものとします。

3. NTTリモートサポートサービス利用規約 附則の定めにかかわらず、利用料金の割引に係る規定については、そのいずれも適用しないものとします。（NTTリモートサポートサービス利用規約が変更されることにより新たに設定又は変更される利用料金の割引に関する規定も含みます。）

4. 利用者は、本付加サービス提供開始後、NTTから利用者へ通知されている方法により本サービス提供を請求し、本付加サービスを利用できるものとします。

第7条（提供料金）

1. 当社は、本付加サービスに係る利用料金を、当約款の第5条第1項第4号に基づき、次に定める額を適用します。なお、日割り計算は行わず、また、金額は税別とします。

(1)月額利用料金：1利用回線ごとに500円

(2)その他の料金及び工事に関する費用については、NTTリモートサポートサービス利用規約の定めに従います。

2. NTTリモートサポートサービス利用規約の定めに従い、NTTから当社への利用料金の減免があった場合は、当社はそれに応じて請求金額を減免する場合があります。

3. 当社は、本条第1項規定の利用料金及び費用を、光サービス約款の規定 に基づき本サービス利用料金と合算して利用者に請求するものとし、利用者は、かかる請求に応じて支払うものとします。

第8条（同意事項）

1. NTTリモートサポートサービス利用規約の定めに従い、NTTの判断で本付加サービスを中止する場合があります。

2. 当約款第5条第1項に定める業務以外において、本付加サービス利用者が被った損害、その他得べかりし利益の喪失について、当社は損害賠償及びその他補償の責任を負いません。

3. 当社は、本付加サービスについて当約款第5条第1項に定める業務のみを行うものであり、これら以外の業務はNTTが当社に代わって行うものであり、同社の対応に問題があった場合でも、当社は一切責任を負うものではありません。

附則

第1条（実施期日）

本約款は、平成27年6月1日から実施します。

インボイス光 訪問サポートサービス約款

第1条（当約款の適用）

株式会社インボイス（以下「当社」といいます。）は、このインボイス光訪問サポートサービス約款（以下「当約款」といいます）に基づき、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款の付加サービスとして、インボイス光訪問サポートサービス（以下、「本付加サービス」といいます）を提供します。なお、NTTが定める訪問サポートサービス利用規約に準じて、NTTの光コラボレーションモデルとして提供します。

第2条（当約款の変更）

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本付加サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められていない限り、同じ意味で使用します。

(1)「インボイス光」とは、当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー回線及びそれに付随する通信サービスをいいます。

(2)「利用者」とは、本付加サービスを利用するお客様をいいます。

(3)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をいいます。

(4)「NTT訪問サポートサービス」とは、NTT訪問サポートサービス利用規約に定められた提供サービス（「タイプ1　セットアップサービス」もしくは「タイプ2　訪問サポートサービス」）をいいます。

第4条（サービスの内容）

当社は、本付加サービスとして、NTT訪問サポートサービスと同一のサービスをNTTに委託する形で提供します。このため、NTT東日本エリアとNTT西日本エリアにおけるサービス内容の違いについても、本付加サービスによって違いがなくなることはありません。また、NTTが提供を終了した場合、当社は予告なく本付加サービスの提供を終了することがあります。

2. 本付加サービスは、一般家庭でのブロードバンドライフを幅広くサポートすることを目的としているため、以下にあげる例に類する内容（以下がその全てではありません）など対応できないものがあります。

(1)ビジネス利用を想定した業務用機器への設定

(2)Bフレッツベーシック、フレッツ光ネクストプライオなど、インボイス光では提供していない回線種類に対しての本付加サービスの申し込み

(3)日本国内向けに販売されたメーカー純正品以外（自作PCや海外での販売商品など。ソフトウェアも含みます）への設定

第5条（当社の対応範囲と契約の成立）

1. 当社は、NTT訪問サポートサービスを当社が本付加サービスとして、利用者に対し提供します。ただし、当社が本付加サービスにおいて対応できる事項は以下に限られ、それ以外の事項については、NTT訪問サポートサービス利用規約の定めに従うものとします。なお、当約款の定めとNTT訪問サポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、当約款の定めが優先して適用されるものとします。

(1)本付加サービスの新規申し込み受付業務とNTTへの取次ぎ

(2)本付加サービスの申し込み内容の変更や取り消しに関する受付業務とNTTへの取次ぎ

(3)本付加サービスの料金の利用者からの回収業務とNTTへの支払い

2. 前項の遂行に当たり、当約款に定めがない事項については、光サービス約款の定めに従うものとします。

3. 当約款の定めが適用される回線は、前条に定める提供サービスにおいて、当社が光サービス約款で規定する方法に従って、本付加サービス利用者自身が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

4. 利用者は、本約款およびNTT訪問サポートサービス利用規約を理解したうえで、本付加サービスを申し込むものとします。

5. 前項の当社が申し込みを承諾しNTTへ取り次いだ時点で、本付加サービスの契約成立とします。また、NTT訪問サポートサービスをNTTもしくはNTTが指定する業者にて実施中に、利用者が当社を介さずNTTもしくはNTTが指定する業者に直接申し込む場合も、直接申し込んだ時点で、本付加サービスの契約成立とします。

6. 本条のNTTへの取次ぎにあたり、個人情報をNTTと共有することについて、本付加サービス利用者は予め同意するものとします。

第6条（提供条件等）

1. 本付加サービスは、インボイス光・インボイスひかり電話サービスの付加サービスであり、当社は、利用者が光サービス約款に規定するインボイス光を利用回線とする場合に限り、当約款に規定するサービスを提供するものとします。

2. 利用者は、本付加サービスを使用して、有償、無償を問わず営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用はできないものとします。

第7条（提供料金）

1. 本付加サービスに係る利用料金は、NTT訪問サポートサービス利用規約に定める金額とします。

2. 当社は、本付加サービスの利用料金を、光サービス約款の規定に基づき本サービス利用料金と合算して利用者に請求するものとし、利用者は、かかる請求に応じて支払うものとします。

第8条（同意事項）

1. NTT訪問サポートサービス利用規約の定めに従い、NTTの判断で本付加サービスを中止する場合があります。

2. 当約款第5条第1項に定める業務以外において、本付加サービス利用者が被った損害、その他得べかりし利益の喪失について、当社は損害賠償及びその他補償の責任を負いません。

3. 当社は、本付加サービスについて当約款第5条第1項に定める業務のみを行うものであり、これら以外の業務はNTTが当社に代わって行うものであり、同社の対応に問題があった場合でも、当社は一切責任を負うものではありません。

附則

第1条（実施期日）

本約款は、平成27年11月1日から実施します。

インボイス光用インターネット接続サービス約款

第1条（当約款の適用）

株式会社インボイス（以下「当社」といいます。）は、このインボイス光用インターネット接続サービス約款（以下「当約款」といいます）に基づき、プロバイダとして、インボイス光用インターネット接続サービス（以下、「本インターネットサービス」といいます）を提供します。

第2条（当約款の変更）

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本インターネットサービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められていない限り、同じ意味で使用します。

(1)「インボイス光」とは、当社がNTTとの卸契約をもとに提供を受ける光ファイバー回線及びそれに付随する通信サービスをいいます。

(2)「利用者」とは、本インターネットサービスを契約し利用するお客様をいいます。

(3)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をいいます。

第4条（サービスの内容）

1. 当社は、当社が契約する通信キャリア（以下、「提供元」といいます）との卸契約をもとに提供を受けるプロバイダ機能を、本インターネットサービスとして提供します。

2. 本インターネットサービスは、1契約につき、1つの認証IDとパスワードを利用者に対し、提供します。

3. 本インターネットサービスの最低利用期間は、2年間です。第6条に定める課金を開始した日から2年後の同日以降の解約では違約金が発生しませんが、それより前の解約は、別表の定める違約金が発生します。

4. 本インターネットサービスは、日本国内での使用に限られます。

5. 本インターネットサービスで提供を受けた認証IDとパスワードを、利用者が利用者以外に提供することはできません。

6. 本インターネットサービスで提供する認証IDは、インボイス光のサービス品目により異なります。プラン選択間違いによる損害や損失について、いかなる事情があっても当社は補償いたしません。

7. インボイス光のサービス品目を変更する場合、認証IDを変更する場合があります。認証IDが変更となる場合、現在の契約を解約し、あらたに本インターネットサービスを申し込みいただくことになり、現在の契約のご利用期間が最低利用期間を下回る場合、第3項の違約金の対象となります。当社では、認証IDの変更に伴う利用場所での設定変更は行っていません。利用者にて設定変更を行ってください。

8. 本インターネットサービスで利用者に対し提供するグローバルIPアドレスは、動的IPアドレスです。固定IPアドレスの提供はありません。

9. 本インターネットサービスは、ベストエフォート型です。通信速度は、利用するインボイス光の各サービス品目の通信速度が上限となりますが、お客さまのご利用環境（パソコンの処理能力、ハブやルータなどのご利用機器の機能・処理能力、LANケーブルの規格、集合住宅の場合は当該建物内の伝送方式、電波の影響等）、回線の混雑状況、ご利用時間帯によっては大幅に低下することがあります。

10. 複数の拠点から同一の認証IDで同時に接続することはできません。

11. ネットワークの輻輳状態が継続されることを避けるため、提供元の判断で、輻輳制御を行う場合があります。

12. 通信速度制限、輻輳制御の内容は、提供元の判断で、変更される場合があります。

第5条（契約の成立）

1. 本インターネットサービスは、当社が定める方法に従って利用者自身より申し込みが行われるものとします。

2. 前項の申し込みを当社が承諾し提供元へ取り次いだ後、当社からの申し込み受付完了の連絡があった時点で、本インターネットサービスの契約成立とします。

3. 本条の提供元への取次ぎにあたり、個人情報を提供元と共有することについて、利用者は予め同意するものとします。

第6条（料金と請求）

1. 本インターネットサービス利用料金および違約金は、別表に定めるとおりとします。

2. 前条2項に定める契約成立後、お申込み頂いた開通希望日よりサービス開始となり、課金が開始されます。なお、開通希望日が土休日や年末年始など当社休業日の場合、開通希望日の翌営業日以降の日付に変更し、変更後の日付から課金を開始する場合があります。

3. ご利用料金は、毎月1日から月末までの期間において計算し、その翌月もしくは翌々月に利用者へ請求します。

4. 1ヶ月に満たない月の本インターネットサービス利用料金については、当月暦月の日数に応じて日割り計算（1円未満端数は切り捨て）します。

5. ご利用がない月であっても、料金を減額することはありません。

6. 本インターネットサービスの料金は、「一括請求サービス」にて請求します。請求に関する詳細は、「一括請求サービス約款」の定めに従います。

7. 本インターネットサービスの料金の請求番号は、当社が発行する番号になります。なお、この場合のお客様による番号の指定はできません。

第7条（責任の制限および免責）

1. 当社もしくは提供元の責めに帰すべき理由によりサービスを提供しなかったときは、原則としてサービスを全く利用できなかった状態にあることを当社が認識した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、利用者の損害を賠償します。この場合、その全く利用できなかった状態が連続した時間について24時間ごとに日数を計算（24時間未満の端数は切り捨て）し、その日数に対応するご利用料金に限り、発生した損害とみなして賠償します。

2. 当社は、契約約款の変更等により、利用者の設備の改造・変更が必要となった場合であっても、それに要する費用は負担しません。

第8条（利用中止、利用停止、利用制限）

1. 提供元の電気通信設備の保守または工事上、やむを得ない場合、あらかじめ利用者に通知（提供元ホームページ掲載等）して本インターネットサービスの利用を中止することがあります。（緊急の場合は通知せずに中止することがあります。）

2. 当社もしくは提供元は、提供元の電気通信設備（これに附属する設備を含みます）を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、本インターネットサービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

3. 以下の行為があった場合は、本インターネットサービスの利用を停止することがあります。かかる行為によって当社および第三者に損害が生じた場合、利用者はすべての法的責任を負うものとし、当社に迷惑を掛けないものとします。

(1)料金その他の債務について支払期日を経過してもお支払いいただけない行為

(2)当社の承諾なく、不特定の第三者に利用させる行為

(3)当約款に定める義務規定に利用者が違反した場合、その他当約款の規定に反する行為であって、当社の業務の遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為

(4)主務官庁による法令、ガイドライン等に反する行為、またはそれに類する行為

(5)他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、または法令に反する態様でのサービス利用行為（以下※の行為を含みます）

※ 知的財産権の侵害、他人の財産・プライバシー・肖像権の侵害、誹謗中傷行為、犯罪行為または誘発・扇動行為、わいせつ・児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書の送信・掲載、無限連鎖講の開設および勧誘、情報の改ざん・消去、なりすまし行為、有害なプログラム等の送信または受信可能な状態での放置、同意なしの不特定多数への商業的宣伝・勧誘メール・嫌悪感を抱くまたは抱くおそれのあるメールの送信等の行為

4. 本インターネットサービスの利用を停止した場合でも、利用停止期間中の本インターネットサービス利用料金はお支払いただきます。また、当社は、前項に基づき本インターネットサービスの利用を停止したことによって利用者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

5. 提供元は、1日30GB（ギガバイト）以上の大量データ送信（インターネット向けの通信）を行う利用者に対する利用制限を実施しています。制限の対象となる利用者には、当社もしくは提供元からデータ送信量低減要望の通知をしますが、通知後も利用状況が改善されない場合は、やむを得ず該当の認証IDのサービスを停止することがあります。

6. 当社もしくは提供元は、提供元の電気通信設備（これに附属する設備を含みます）を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、本インターネットサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

第9条（変更手続き）

1. 利用者は、以下の変更が生じた場合、遅滞なく当社所定の方法により通知していただきます。なお、当該変更事項を証明する書類を提出していただく場合があります。
(1)商号または名称を変更したとき。
(2)本店または主たる営業所の所在地を変更したとき。
(3)合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、その他経営実態に変更が生じたとき。
(4)その他、本インターネットサービス申込書の記載事項に変更が生じたとき。

第10条(譲渡禁止)

利用者は、事前に当社の書面による承諾を得なければ、本約款に基づく権利または義務の全部または一部を譲渡することができないものとします。

第11条(解約)

1. 利用者は、本インターネットサービスを解約する場合、当社所定の本インターネットサービス解約書面に必要事項を記入し、解約希望日の第5営業日前までに当社へ提出するものとします。なお、インボイス光を解約すると、本インターネットサービスも解約となります 。
2. 当社による本インターネットサービスの解約は、1ヶ月の予告期間をもって当社所定の本インターネットサービス解約書面をもって契約者に通知します。
3. 当社は、第1項の解約書面を受け付けた後、または前項の予告期間満了後、遅滞なく解約処理等、本インターネットサービスの終了に必要な手続を実施します。本インターネットサービスの解約処理日をもって、本インターネットサービスの一切が利用できなくなります。解約処理後はいかなる場合であっても、本インターネットサービスの復旧はできません。また、解約によって生じた損害や損失について、いかなる事情があっても当社は補償いたしません。

第12条(本インターネットサービス契約の解除)

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに一つに該当したとき、または該当する恐れがあると当社が認めたときは、何らの通知・催告等をすることなく直ちに本インターネットサービスの契約を解除し、本インターネットサービスの提供を終了します。
(1)本約款の定めの何れかに違反したとき。
(2)本インターネットサービス申込書に虚偽の記載をしていたとき、または第9条に基づく変更の届出を怠ったとき。
(3)本インターネットサービス利用料金その他の当社に対する債務の支払を一度でも怠ったとき。
(4)一括請求サービス約款に定める審査基準を満たさない状態となったとき。
(5)信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
(6)自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき。
(7)破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停の手続開始申立があったとき。
(8)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
(9)故意または過失により当社に損害を与えたとき。
(10)利用者に提供しているインボイス光が解約、期間満了その他の理由により契約終了となったとき。
2. 利用者は、前項に基づき本インターネットサービスの契約を解除されたときは当然に期限の利益を喪失し、本インターネットサービスが終了するまでに生じる本インターネットサービス利用料金、違約金およびその他の当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。
3. 本条第1項に基づき本インターネットサービスの契約を解除されたことによって利用者に発生した得べかりし利益等の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び利用者は、本契約締結日において、自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
(4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5)その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社及び利用者は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
(1)暴力的な要求行為。
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
(3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
(5)その他前各号に準ずる行為。
3. 当社及び利用者は、相手方またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しないで相手方への通知のみによって本契約を解除することができるものとします。
4. 前項の場合、本契約を解除した当事者は、相手方またはその役員に損害が生じても、一切の責任を負担しないものとします。また、本契約を解除された当事者は、相手方に対して損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償するものとします。

第14条(個人情報保護)

1. 本約款において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の情報によって特定の個人を識別できるものとします。
2. 当社および利用者は、本サービスの提供および利用により知り得た相手方の従業員等の個人情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本サービスの提供および利用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。
(1)本人の同意がある場合の開示
(2)当社が本サービスを提供するために必要な範囲での通信キャリアに対する開示
(3)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示
(4)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示
(5)人の生命、身体または財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
3. 当社は利用者の個人情報を、お客様のニーズに合致する商品・サービスのご提案ならびに当社グループとしての経営管理・リスク管理を目的として、グループ会社間で共同利用致します。グループ会社の定義等、詳細については次項第2号をご覧ください。
4. 前各項のほか、当社による個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等によります。
(1)株式会社インボイス個人情報保護方針
https://www.invoice.ne.jp/privacy/
(2)個人情報の取り扱いについて
https://www.invoice.ne.jp/privacy2/

第15条(免責事項)

1. 天災、事変その他の不可抗力、または本インターネットサービスの提供に関する提携事業者、物件管理者もしくは電気通信事業者の責に帰すべき事由により本インターネットサービスを提供できなかった場合、当社は、利用者が本インターネットサービスを利用できなかったことにより生じた損害、その他得べかりし利益の喪失について、損害賠償及びその他補償の責任を負いません。
2. 当社は、利用者が本インターネットサービスを利用することにより得た情報について、その完全性、正確性、有用性について何ら保証しません。

3. 当社は、本インターネットサービスの利用に関連して当社が利用者に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、損害賠償の範囲は、その利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、かつ、その総額は、損害が生じた日が属する月に当社がその利用者から受領すべき利用料金等の額を超えません。

4. 本インターネットサービスと接続する利用者のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウィルス感染、不正侵入、その他アタック等により、利用者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。

5. 当社は、本インターネットサービスにかかる電気通信設備その他のネットワーク接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、利用者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第16条(準拠法)

当約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

第17条(合意管轄)

利用者と当社との間における一切の訴訟については、日本国の裁判権に服し、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第1条(実施期日)

当約款は、令和元年12月1日から実施します。

第2条(料金表)

本インターネットサービスプラン	インボイス光　サービス品目	月額利用料金	違約金(1年を365日、1ヶ月を31日として計算します)
ファミリー用	インボイス光ファミリーシリーズ ※クロスファミリータイプでの利用可否はお問い合わせください	1,078円(税込)	(730日－利用日数)×月額利用料金(税抜)÷31(不課税)
マンション用	インボイス光マンションシリーズ	1,045円(税込)	(730日－利用日数)×月額利用料金(税抜)÷31(不課税)

第3条(提供元)

NTTドコモビジネス株式会社(法人番号:7010001064648)　東京都千代田大手町2丁目3番1号

インボイス光 開通前現地調査サービス・開通工事サポートサービス約款

第1条 (当約款の適用)

株式会社インボイス(以下「当社」といいます。)は、この開通前現地調査サービス・開通工事サポートサービス約款(以下「当約款」といいます)に基づき、インボイス光・インボイスひかり電話サービスの開通に向けた付加サービスとして、開通前現地調査サービス・開通工事サポートサービス(以下、総称して「本付加サービス」といいます)を提供します。

第2条 (当約款の変更)

当社は、当約款を変更することがあります。この場合には、本付加サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

当約款において、以下の用語の定義は以下の意味で使用し、また、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款にて定義された用語も、当約款で別途定められていない限り、同じ意味で使用します。

(1)「光サービス約款」とは、インボイス光・インボイスひかり電話サービス約款をいいます。

(2)「利用者」とは、本付加サービスを利用するお客様をいいます。

第4条(本付加サービスの委託)

1. 当社は、本付加サービスを、次の各号に定める法人に委託する形で提供します。なお、委託先法人の対応エリアにより、サービス内容や料金に差が出る場合があります。

(1)株式会社NTTフィールドテクノ(法人番号4120001014405)

対応可能エリア:NTT西日本エリア(富山県、岐阜県、愛知県、静岡県より西の府県)

2. 前項の委託先法人が、本付加サービス履行にあたり、委託先法人が別の法人に業務を委託する場合があります。

第5条(サービス内容)

1.「開通前現地調査サービス」は、インボイス光を新規導入もしくは導入済みインボイス光のオプションサービスを追加するにあたり、利用予定場所での使用中の機器やその接続構成を調査するサービスで、詳細は別表で定めるものとします。

2. 開通工事サポートサービス」は、インボイス光を新規導入もしくは導入済みインボイス光のオプションサービスを追加するにあたり、本来は利用者が行うONUなどの回線終端装置配下の機器の接続をサポートするサービスで、詳細は別表で定めるものとします。なお、「開通工事サポートサービス」は、光サービス約款と訪問サポートサービス約款に基づく作業と同日に実施することを保証するものではありません。光サービス約款と訪問サポートサービス約款に基づき提供可能なサービスについては、光サービス約款と訪問サポートサービス約款に基づいて提供します。

3. 本付加サービスは、光サービス約款と訪問サポートサービス約款に基づく作業が完了することを保証するものではありません。

第6条(契約の成立)

1. 利用者は、1光回線ごと、もしくは1利用場所単位に、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社に対し申し込むものとします。

2. 前項の申し込みに対し、当社は必要事項等を確認し、第4条に定める委託先法人への手配が完了した時点をもって、契約成立とします。ただし、以下の事由に該当する場合、本付加サービスの申し込みを承諾しないことがあります。

(1)本付加サービス申込書の記入内容に虚偽、誤記または記入漏れがあるとき

(2)当社が提示した本付加サービスの見積書の内容と実際の状況に乖離があるとき

(3)当社が提示した本付加サービスの見積書に記載された有効期限を過ぎての申し込みであるとき

(4)第4条に定める対応可能エリア以外、もしくは履行する場所への訪問が容易ではないとき

(5)当社に対する一括請求サービスの利用料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき

(6)前各号のほか、本付加サービスの遂行上、著しい支障があるとき

3. 本条の委託先法人への取次ぎにあたり、個人情報を委託先と共有することについて、本付加サービス利用者は予め同意するものとします。

第7条(契約の終了)

1. 本付加サービスは、第5条に定める本付加サービスの履行が完了し、利用者が本付加サービスの料金を支払った時点を持って、契約の終了とします。

2. 利用者が本付加サービス履行前に、本付加サービスの申し込みを取りやめた場合、利用者は別表に定める手数料を支払うことで、契約を終了することができます。

第8条(契約の解除)

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれか一つに該当したとき、または該当するおそれがあると当社が認めたときは、何らの通知・催告等をすることなく、直ちに本付加サービスの契約を解除します。本付加サービスの履行前であれば、その履行を取りやめます。

(1)本約款の定めの何れかに違反したとき

(2)当社に対する債務の支払を一度でも怠ったとき

(3)信用状態が著しく悪化したと認められるとき

(4)自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき

(5)破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくは特定調停の手続開始申立があったとき

(6)差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき、または公租公課の滞納処分を受けたとき

(7)故意または過失により当社または委託先に損害を与えたとき

2. 利用者は、前項に基づき本付加サービスの契約を解除されたときは、別表に定める料金や手数料その他の当社に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。

3. 本条第1項に基づき本付加サービスの契約を解除されたことによって利用者に発生した得べかりし利益等の損害について、当社は一切の責を負わないものとします。

第9条(利用者の努力義務)

1. 利用者は、本付加サービスを円滑に履行できるように努め、利用者の調整不足などによる急な日程変更もしくは本付加サービス実施当日の履行ができなくなることがないよう最大限の努力をするものとします。

2. 利用者の過失により、本付加サービス実施当日の履行ができなくなり、本付加サービスの申し込みを取りやめる場合、第7条第2項の定めに従うものとします。

第10条(提供料金)

1. 本付加サービスに係る利用料金は、別表に定める金額とします。

2. 当社は、本付加サービスの利用料金を、Gi通信料金一括請求サービスにて利用者に請求するものとし、利用者は、かかる請求に応じて支払うものとします。

第11条(提供条件など)

1. 利用者は、本付加サービスを使用して、有償、無償を問わず営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用はできないものとします。

2. 利用者は、第4条に定める委託先法人に対し、第5条に定めるサービス内容を逸脱する内容の作業を指示もしくは依頼することはできません。

第12条(当社の義務)

1. 当社は、第4条に定める委託先法人が、本付加サービスの内容を正しく遂行するよう、委託先法人を管理、監督する義務を負います。

2. 当社は、第4条に定める委託先法人を通じて本付加サービスを提供するに当たり、当社もしくは委託先法人に起因して本付加サービス実施当日の履行ができなくなった場合、利用者と誠実に協議し、実施日の変更など解決するよう努めます。

第13条(損害賠償)

当社は、本付加サービスの履行において、当社もしくは第4条に定める委託先法人に起因して利用者に損害を与えた場合、その損害を賠償します。なお、当社もしくは第4条に定める委託先法人が予見しえない事象の場合は、賠償額を履行内容に該当する料金の3倍を上限とします。

第14条(免責事項)

1. 天災、事変その他の不可抗力により本付加サービスを提供できなかった場合、当社は、利用者が本付加サービスを利用できなかったことにより生じた損害、その他得べかりし利益の喪失について、損害賠償及びその他補償の責を負いません。

2. 当社は、利用者が本付加サービスを利用することにより得た情報について、その完全性、正確性、有用性について何ら保証しません。

第15条(個人情報保護)

1. 本約款において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の情報によって特定の個人を識別できるものとします。

2. 当社及び利用者は、本付加サービスの履行にあたり知り得た相手方の従業員等の個人情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、または本付加サービスの履行目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。

(1)本人の同意がある場合の開示。

(2)当社が本サービスを提供するために必要な範囲での通信キャリア及び第4条各項に定める委託先に対する開示。

(3)捜査関係事項照会等、法令または規則に基づく公的機関に対する開示。

(4)弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示。

(5)人の生命、身体または財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

3. 当社は利用者の個人情報を、お客様のニーズに合致する商品・サービスのご提案ならびに当社グループとしての経営管理・リスク管理を目的として、グループ会社間で共同利用致します。グループ会社の定義等、詳細については次項第2号をご覧ください。

4. 前各項のほか、当社による個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等によります。

(1)個人情報保護方針　https://www.invoice.ne.jp/privacy/

(2)個人情報の取り扱いについて　https://www.invoice.ne.jp/privacy2/

第16条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び利用者は、本契約締結日において、自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

(4)暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)その他、暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 当社及び利用者は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為。

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

(5)その他前各号に準ずる行為。

3. 当社及び利用者は、相手方またはそれぞれの役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、催告を要しないで相手方への通知のみによって本契約を解除することができるものとします。

4. 前項の場合、本契約を解除した当事者は、相手方またはその役員に損害が生じても、一切の責任を負担しないものとします。また、本契約を解除された当事者は、相手方に対して損害が生じたときは、相手方に対してその損害を賠償するものとします。

第17条(準拠法)

本約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

第18条(協議解決)

当社は、本付加サービスに関して生じた疑義または本約款に定めのない事項について生じた疑義について、利用者と誠実に協議し解決するよう努めます。

第19条(合意管轄)

契約者と当社との間における一切の訴訟については、日本国の裁判権に服し、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第1条(実施期日)

本約款は、令和元年12月1日から実施します。

(1)NTT西日本エリア　NTTフィールドテクノ社に委託する場合の提供内容と料金　※単価は、光回線1回線ごとの金額です。

開通前現地調査サービス

作業項目	概要	詳細	単価(税込)	備考
端末・端末配線調査	お客様がご利用中の機器のメーカー・型番、回線・ネットワークサービス、接続構成等の調査により、光化可否・新たな機器導入の要否・光化に伴う工事内容(機器接続・設定、電話・LAN配線等)を確認	＜対象機器＞ ビジネスホン、ホームテレホン、FAX、単体電話機、周辺機器(CAT端末、POSレジ、ファームバンキング、セキュリティ装置、ノーリンギング、火災報知器等) ＜実施方法＞ ①お客様ヒアリングや目視確認による調査を実施(必要に応じて保守ベンダ等確認) ②確認結果をお客様へ回答	16,500円	調査の結果、光化不可の場合でもお支払いいただきます。
光配線準備の見積もり	光回線を建物内で通す経路を事前準備する場合の見積もり	建物内にPDやPTがなく、かつ建物の配管工事施工会社がない場合に木板などの取り付けや配管の作成をする場合の費用の見積もりです(見積額はインボイスより提示します)。		
宅内調査	宅内機器の構成図の作成		5,500円	
平日9:00～17:00以外での作業実施	(平日夜間) 17:00～22:00 に実施	通常の作業時間以外での作業実施時の割増料金です。	4,125円	
	(平日深夜) 22:00～9:00 に実施		8,250円	
	(休日日中帯) 9:00～17:00 に実施		4,125円	
	(休日夜間) 17:00～22:00 に実施		8,250円	
	(休日深夜) 22:00～9:00 に実施		12,375円	
その他	申込キャンセル	委託先起因による訪問取りやめ以外の場合に発生します。ただし、調査訪問日の2営業日前までにご連絡いただいた場合は不要です。 ＜例＞ ・お客様都合による調査訪問日より2営業日をきっての日程変更や申し込みの取消し ・現地での作業を中断もしくは中止	6,600円	
交通費	県庁所在地、政令指定都市を除く地域への訪問対応に伴う交通費		2,200円	
	離島への訪問対応に伴う交通費	本州、四国、九州、沖縄本島を除く島を離島とします。本土より陸路で通える場合においても通行料が発生する際は交通費実費が加算されます。	2,200円 ＋交通費実費	

開通工事サポートサービス

作業項目	概要	詳細	単価(税込)
工事立会い	お客様要望のフレッツ光工事者への伝達		16,500円
	光開通工事トラブルの一次対応、追加工事等の調整	配管起因で開通できなかった場合の、お客様への配管工事手配依頼等	
機器接続・設定サポート	HGW～電話機(NTT製/他社製のビジネスホン・ホームテレホン主装置・単体電話機)間の接続・設定	＜ビジネスホン・ホームテレホン設定内容＞ DSU切り離し設定(VG導入に伴い発生。2chまで)、「0039」など番号付与設定解除、IP電話設定解除等 ＜その他設定内容＞ 短縮ダイヤル登録、ネットワークサービス設定(ボイスワープ等)	
	周辺機器の接続・設定	＜対象機器＞ ・NTT Netcommunity VGシリーズ(2ch対応機種) ※VG(4ch以上対応機種)、OG、ひかり電話オフィスタイプ設定は対象外 ・FAX、プリンター、CAT端末、POSレジ、ファームバンキング、セキュリティ装置等 ・スマートペイ機器(フレッツ・スマートペイ対応機器等) ・DoSPOT、DoMUSIC、簡易型Webカメラ(メーカ・型番を依頼書に記載。機種により不可の場合あり) ・スマホ利用型ビジネスホン(アイコム製 SR-60VN) ＜対象外となるケース＞ ・セキュリティ装置の装置交換が伴う場合(警備会社での設定が必要となるため) ・ノーリンギング端末(メーカーでの設定が必要となるため) ・火災報知器、エレベータ用回線等の緊急回線(ひかり電話化すると停電時利用不可のため) ・対象機器が新規購入の場合(ドアホン・無線LAN中継機等) ・カラオケ端末の設定(接続のみは可能)(専門業者での設定が必要となるため)	
	ビジネスホンユニット取付 ※1台毎		個別見積もり
	ビジネスホン子機　移設(同室内) ※1台毎		
	ビジネスホン子機　移設(同フロア) ※1台毎		
	ビジネスホン子機　移設(別フロア) ※1台毎		
	ビジネスホン・ホームテレホンの主装置・電話・配線の処分(配線残置もしくは撤去)		
	ビジネスホン・ホームテレホンの主装置・電話・配線の移設		
配線サポート	光配線経路の準備工事	開通前現地調査サービスでの光配線の準備見積もりでの提示した内容を元に実施。 建物にPD・PTがある場合は、こちらではなくNTT西日本に委託する「配線ルート構築工事」を適用します。	個別見積もり
	電話/LAN配線の敷設(露出配線/天井・壁の隠ぺい配線)	工事材料提供を含む/敷設ケーブル合計20mまで/屋外配線は含まない	16,500円に含まれます
	ONUからのお客様宅内設備への簡易工事サポート	通線支援	
	電話/LAN配線の敷設(露出配線) ※20m以上、10m毎		4,400円
	フラットケーブル ※1m毎		1,100円
	ACテーブルタップ取付(ACテーブルタップ物品を含む) ※1個毎		4,400円
	ジャバラ・塩化ビニール等の配管作成 ※1m毎		個別見積もり
	コンクリート製の壁の貫通		
	C型金具取付 ※1個毎		
	穴あけ		
	プルボックス取付 ※1個毎		
	カメラコンクリート壁取付 ※1個毎		
平日9:00～17:00以外での作業実施	(平日夜間) 17:00～22:00 に実施	通常の作業時間以外での作業実施時の割増料金です。	4,125円
	(平日深夜) 22:00～9:00 に実施		8,250円
	(休日日中帯) 9:00～17:00 に実施		4,125円
	(休日夜間) 17:00～22:00 に実施		8,250円
	(休日深夜) 22:00～9:00 に実施		12,375円
その他	申込キャンセル	委託先起因による訪問取りやめ以外の場合に発生します。ただし、調査訪問日の2営業日前までにご連絡いただいた場合は不要です。 ＜例＞ ・お客様都合による調査訪問日より2営業日をきっての日程変更や申し込みの取消し	6,600円
交通費	県庁所在地、政令指定都市を除く地域への訪問対応に伴う交通費		2,200円
	離島への訪問対応に伴う交通費	本州、四国、九州、沖縄本島を除く島を離島とします。本土より陸路で通える場合においても通行料が発生する際は交通費実費が加算されます。	2,200円 + 交通費実費